

## プロフィール

梓澤 和幸氏 (あずさわ かずゆき)

群馬県生まれ

一橋大学卒業

1971年 弁護士

日本弁護士連合会国際人権委員会副委員長

IBA (国際法曹協会) 人権連絡責任者

外国人の人権、報道と人権などにとりくむほか、

1993年6月 ウィーン国連世界人権会議

1994年6月 ジャカルタアジア女性会議などに出席  
国際人権活動にとりくむ。

著書 「悲しいパスポート」 同時代社

「外国人が裁かれるとき」 岩波ブックレット

「熱血弁護士世界旅」 花伝社

## プロフィール

今井 秀智氏 (いまい ひでのり)

新潟県出身

昭和59年 中央大学卒業

昭和61年 司法試験合格

昭和61年～平成元年 LEC東京リーガルマインドにて司法試験専任講師

平成3年～平成9年 東京地検検事→岡山地検→東京地検→横浜地検

平成9年4月 弁護士登録

検事在職中、岡山地検にて少年係を2年担当し、いじめによる自殺事件、暴走族グループによる傷害致死事件等処理する。また、横浜地検では、暴力係を担当し、組織犯罪を多数手がける。

弁護士登録後、インターネット等の不正アクセスに対する法律問題の研究を始める。

## プロフィール

### 越路 正巳氏 (こしじ まさみ)

大東文化大学法学部教授

東京生まれ

早稲田大学法学部卒業。その後同大学院博士課程修了

エール大学ロー・スクール (1981) ・パリ第2大学 (1982) ・アメリカン大学ロー・スクール (1994) にて在外研究

第2回国際憲法学会世界大会 (パリ・1987年) にて研究発表。

アジア憲法シンポジウム (横浜・1988年) 運営委員および第4回国際憲法学会世界大会 (東京・1995年) 組織委員

憲法関係の学会にて研究発表、学会司会、学会誌掲載レフェリー、運営委員を務める。

#### 著書・論文

「憲法の歴史と比較」 共著 1998年 日本評論社

「21世紀の主権・人権および民族自決権」 編著 1998年 未来社

「現代憲法体系 第二版改訂」 単著 1998年 学陽書房

「議会制民主主義と政治改革」 共著 1994年 敬文堂

「憲法辞典」 共著 近刊 三省堂

他

# 犯罪報道と人権(レジュメ)

1998. 12. 11

大東文化大学にて

梓澤和幸

## 一、和歌山カレー事件の報道で弁護士が感じていること

事実

現地の張り込み、常時50名から100名、最大時700名の取材陣

松本サリン事件の経験は生かされているのか

1. 逮捕以前の扱い
2. 科学上の知見、物的矛盾などを根拠に自立した報道ができないか。
3. 弁護側の情報の扱い

ロス疑惑銃撃事件高裁判決のこと

## 二、犯罪報道による被害の実例

ある実態調査で出会った報道被害者

自殺の事例

関西の事例

## 三、被害発生 of 仕組み

事件取材の実態

捜査情報が情報公開の対象になっていないという問題。

恩恵としての情報か権利としての情報か

スクープとリーク

## 四、逮捕以前は容疑者が特定されることに抑制がかかっていたのに、つくば母子殺し事件

以降は変化が目立つ。

- ①松本サリン
- ②奈良月が瀬
- ③和歌山カレー事件

警察が任意捜査に力を入れ、逮捕以前に容疑者を事実上特定する傾向が強まっているようである。

和歌山カレー事件はその典型といえよう。

今後も繰り返されるかもしれない。

五、1. 呼び捨て報道の廃止

2. 人格報道の縮小

3. 顔写真、連行写真の減少

4. 苦情相談室

六、犯罪報道はどう変わるべきか

1. 弁護士取材——福岡の実験

2. 情報公開

3. スクープとは何か

4. 情報源の明示

5. 一般犯罪については逮捕時匿名とする。同時に情報公開を

七、被害救済の現状とシステム作り

1. 差し止め

2. 交渉

東京新聞坂本弁護士誤報訂正交渉事件

放火交渉冤罪事件

3. トライアルオブザバー

4. 放送と人権に関する機構

プレスカウンシル

訴訟

日米の比較、法律のしくみ等

八、まとめ

この問題は、どういう位置付けをもっているか

私たちは何ができるか、何をすべきか。

# 公開法律シンポジウム レジューメ

1998. 12. 11

弁護士 今井秀智

## 「犯罪報道と捜査」という観点から

### 1 はじめに

- 犯罪報道と人権というテーマでは、捜査機関も、広い意味での「人権」に十分な配慮をしている。
- 捜査の密行性…捜査機密、プライバシー

### 2 取材を受ける立場としての捜査機関

- 広報について
- ある業界の労働組合事務局長による横領事件
- S中学校男子生徒自殺事件
  - ・被害生徒の残したメモの取扱い等
  - ・対象被疑少年の取調べ、処分
- 政治家等著名人の事件捜査上の配慮

### 3 報道を利用する立場としての捜査機関

- マスコミの独自調査による情報の入手
- マスコミを利用した国民の意識高揚効果  
→公表する時期（事件着手時期）…cfお受験詐欺事件

### 4 犯罪報道の意味について

- 犯罪報道による手口の全国規模での伝播
- 犯罪報道による潜在的認識の形成（純客観的な証言が得にくい）
- マスコミによる世論・意識形成（処分に対する事実上の影響力）

# 公開法律シンポジウム レジューメ

(1998. 12. 11)

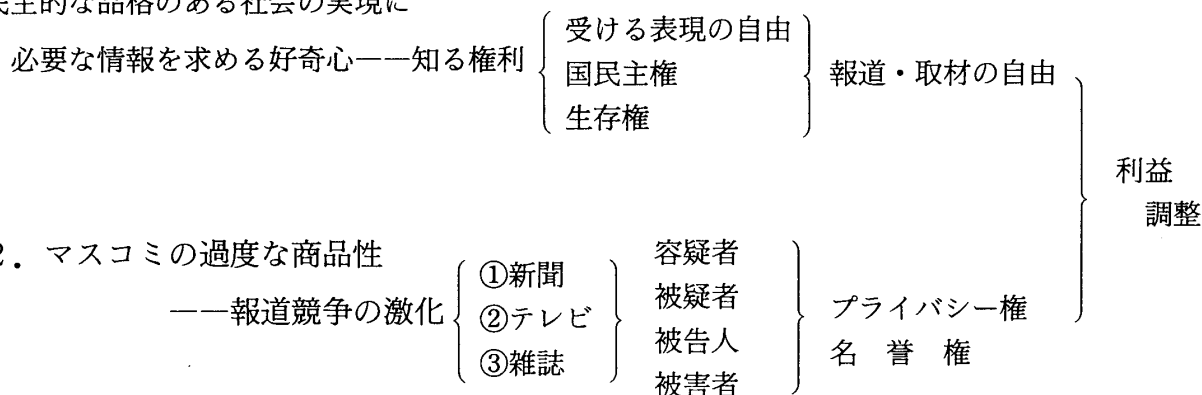
大東文化大学法学部教授 越路正巳

## I 法的アプローチ

### 1. 市民の好奇心

単なる好奇心

民主的な品格のある社会の実現に



## II 倫理的・社会的アプローチ——関連団体の充実

1. 放送と人権等権利に関する委員会（機構）〈BRO. BRC〉
2. 「人権と報道・連絡会」等の社会団体
3. 日本弁護士会の人権擁護活動
4. 市民のマスコミ報道を使いこなす能力（メディア・リテラシー）の向上

小松 皆さん、こんにちは。これから法学研究所主催の公開法律シンポジウムを開催いたします。「現代の法律問題を考える」という統一テーマで毎年行ってまいりまして、今年で8回目になりました。今年は「犯罪報道と人権」というテーマで行うことになりました。このテーマは、近年いろいろな社会的な問題が出ておりますし、従来ですと加害者の人権、容疑者の人権ということの問題にして取り上げられたテーマなのですが、最近は、被害者の人権、あるいは、特に被害者でなくても、事件の近くにいる市民の人権といったようなところまで広がってきており、非常に複雑な問題、新しい問題を含んでいるテーマであります。この問題について、今日は3人の先生方にお話をいただいて、その後、フロアのほうと質疑・意見交換といったような形で進めていきたいと思っております。

私から、簡単に講師の先生方をご紹介します。

ポスター・チラシでは4名の先生を予定しておりましたが、1回目から司会をお願いしていた木村晋介先生が、ちょっと体調を崩されて今日は出られないということですので、急遽、梓澤先生に司会をお願いすることになりました。

梓澤先生は、日弁連でこの問題について非常にご活躍されている先生で、この問題に最も詳しい方のお一人でいらっしゃいます。そういう先生に司会をお願いできて非常に期待申し上げます。よろしくお願いたします。

真ん中にお座りの今井先生は、去年は少年事件の問題で講師をお願いしましたが、検察官と弁護士の両方のご経験をお持ちですので、そういうところから、ちょっと変わったといひましようか、普段聞けないような、そういう問題意識のお話をお伺いできるかと思ひます。

本学からは、越路先生にお話しをいただくことになっております。人権のほうから斬新な斬り口でこの問題を斬っていただけるかと思ひます。

そういうことでお三人の先生をお願いすることになりました。昨年よりも時間をちょっと延長しておりますので、十分なお話と、フロアのほうからの質疑の時間を十分取れるかと思ひますので、ぜひ積極的に参加していただきたいと思ひます。

では、司会の梓澤先生、よろしくお願いたします。

梓澤 梓澤です。

今日は、木村さん、私の大の親友ですが、かぜをこじらせて来られなくなって、「梓澤、頼む」ということなんで。彼の本当の代役は務まりません。今、前のほうで「ウソ」なんていうのも聞こえていましたけど、本当の代役はできませんが、相務めますのでよろしくお願いたします。

今日の進行は、それぞれの講師の先生から、最初に自己紹介的に今日はどんな話をしてみたいということをお願いして、それからもう一度回しまして、お一人20～30分ほ



ど、この問題について考えていらっしゃること、主張したいことをご紹介します。最初の自己紹介的なコメントと基調報告的なコメントの間に、突然の司会の振りで、聴衆の皆さんに、どんなことを聞いてみたいか、どんなつもりでいらっしゃったかということ、どこへ飛ぶかわかりませんが行きますので、指されたら、ちょっと疲れを取りに来たとか、和歌山のカレー事件のこととか、タレントのプライバシー問題のことを考えているとか、何でもいいですが、ちょっと聞いてみたいことを先に出していただきたい。一渡りパネルの話が終わりましたら、またもう一度会場から質問とか、ご自分の考えていらっしゃることとか、出していただきたいと思います。

最近、私たちの弁護士会で「世界人権宣言」50周年に関係してシンポジウムをやりまして、「人権教育」というテーマを取り上げました。国連の人権教育のプログラムの中で一番大事なことは、例えば警察官とか裁判官、刑務所の公務員、一般の市民、いずれにせよ人権のことを考えるというのは、誰かが上からとうとうとしゃべることをだだ受け身で聞いているだけではだめなのだ。こういう英語を使いました。「インターアクティブ」。双方向から参加することによって、参加的な討論によってこそ、その討論に参加する前と後で何かちょっと変わったな、あれっ、おれがここへ来たときと帰るときと何か変わったな、そういうふうにするのが大事だと言っていました、今日がそんな機会にできればいいなと思っておりますので、よろしく。

私のことをちょっとご紹介して今井さんに回しますが、弁護士を25年やっています。私の関心のあるテーマは、紹介されています「犯罪報道と人権」とか、外国人の人権問題とか、個別のそういうことだけではなくて、目の前にあらわれたクライアントと一緒にその一番大変なところを抜け出す、苦境を抜け出すというようなことを、ちょうどお医者さんで言うと外科医みたいな仕事をやっています。そんな中で体験したこと、感じたことも含めてご紹介できればいいなと思っております。よろしくお願いします。

それでは今井さん、どうぞ。

**今井** 弁護士の今井です。先ほども紹介がありましたが、去年もこの席に呼んでいただきまして、今日もまた呼んでいただいたので、非常に光栄に思っております。

弁護士登録が去年の4月でして、まだ2年目です。その前に6年間、検察官をやっております、東京、岡山、東京、横浜と4地検を回りました。私は木村晋介法律事務所に所属している弁護士で、副所長をやっています。といいましても2人しか弁護士はいませんので、必然的に副になっているのですが。木村先生とも話した中で、こういうものを話したらいいんじゃないかというものも含めてご紹介させていただきたいと思いますが、基本的には、去年もそうだったのですが、今日は検察官に戻って、タイトルとして「犯罪報道と人権」ということになっていますが、その中でも特に、犯罪報道と捜査機関がどのよう

にかかわっているのかという点につきまして、全部が全部話せるかどうか非常に難しいところですが、できる限り実情をわかっていただいて、こんなことをしているのか、あるいは、ここはこういう点が法律的に問題があるのではないかというような問題提起をさせていただけたらなと考えています。どうぞよろしくをお願いします。

**越路** 本年で法学部創設25周年になりますが、本学ではその間25年間、憲法を担当してきました。憲法、特に人権を中心とした研究をしております。

今日のこのテーマが感慨深いのは、実は私は大学生や大学を出るときに一番なりたかったのはジャーナリストでして、新聞社か、テレビ会社に入りたいと思いましたが、ジャーナリストに結果的にはなりません。その一つの理由は、ジャーナリストというのは、仕事として対社会的に民主主義とか人権に貢献できると考えて、大変良い仕事だ、なおかつ政治記者になって国会議事堂あたりで大臣とかいろいろな政治家とインタビューしたり、あるいは海外特派員になって外国へ行きたいと、そんなことを思っていたわけです。ところがジャーナリストとしての個人はどうかと考えてみたところ、ジャーナリズムも企業ですから、会社員ということになりますので、果たして会社員として自由というもの、権利というものがどの程度確保できるかということが疑わしいと思うようになり、そのまま勉強を続ける間に、押し出された形で大学院生、そして研究職ということになったわけです。ジャーナリズムの仕事は非常に崇高であると考えていたわけですが、いやそうでもない、犯罪報道と人権の衝突のように、ジャーナリズムが市民、特に弱い市民の人権を侵害して血祭りに上げて商売にしているということが基本的にあるわけで、そうするとジャーナリズムというものも仕事それ自体に結構問題があるのだなということがわかって、そういう意味では、自分がどういう職業に就こうかなと考えた頃のことを考えると、感慨深いものがあります。

**梓澤** それでは、後ほどよろしくをお願いします。

それではここで、フロアのみなさんに、どんな関心でいらっしゃったかお聞きしてみたい。

**フロアA** マスコミとかに興味があるので、その報道について弁護士の先生方はどのように考えているのかをぜひ生で聞きたいと思いました。

**梓澤** 激戦のマスコミ就職なんかもあり得ると考えている？

**フロアA** はい。

**梓澤** 今日は肝に銘じて聞いてくださいね。

**フロアA** はい。

**フロアB** 私は、卒業論文でこのテーマを取り上げるのですが、梓澤先生の『徹底討論犯罪報道と人権』（現代書館刊）を読ませて頂きました。この本は1993年ですが、それから現在に至るまでマスコミの姿勢の変化というか、どのように変わってきたのか、問題点は何

かということをお聞きしたい。

**梓澤** これはいい本を選んでもらった。『徹底討論 犯罪報道と人権』、余り有名じゃない本ですが、これに目をつけたというのはすばらしいことだと思います。

**フロアB** あと、松本サリン事件のときに、第一通報者の河野義行さんが警察の取り調べの中でポリグラフ検査で陽性反応が出た。本当は正しくないのに陽性反応が出たということで、弁護士立場からポリグラフ検査についてどう思うかということと、今井先生に検察官立場からポリグラフ検査というものをどうとらえているかということをお伺いしたいと思います。

**梓澤** どうもありがとうございます。それでは期待して聞いてくださいね。

どなたかほかに、僕がしゃべりたい、私がしゃべりたいという人はいませんか。

**フロアC** 2年生ですが、法学部なのでとりあえず法律に興味があったことと、人権ということで憲法の面からどのようにかかわっているのかを知りたいと思います。

**梓澤** どうもありがとうございます。では、また後で質問があったら出してください。

**フロアD** 3年ですが、自分が今まで見ていた視点から、まだほかにいろいろな視点から見たらおもしろいことがあるんじゃないかと思って、そういうほかの弁護士の方たちの意見を参考にしているところから見れるようになりたいなと思って来ました。

**梓澤** 法律の勉強はおもしろいですか。

**フロアD** おもしろいと思います。

**梓澤** では、最後の方。

**フロアE** 僕は、最近の和歌山のカレー事件で報道が行き過ぎだなと思うところがあるので、先生方の意見を聞きたいなと思って来ました。

**梓澤** では、また聞き足りないところがあったら、どんどん後で意見とか質問を出してくださいね。

あらかじめ大学の先生に、「こちらの学生さんはシャイですか、どうですか」「質問したら答えてくれますか」と伺ったら危ぶまれるご意見もあったのですが、随分活発にいろいろと出していただいて、ありがとうございます。

それでは、私のほうからお話を始めるという順序になっていますので、お手元にお配りしてあります「犯罪報道と人権」、その5枚目くらいに私のレジюмеがあります。もしかするとちょっとスキップするかもしれませんが、これを全部しゃべるととても時間がないので、大体これに基きながら20～30分の範囲で最初に私がお話をし、それから越路先生、今井さんと進めていきたいと思っています。

和歌山のカレー事件のことはもう少し後でお話ししますが、最初に、私は報道機関によって人権を侵害されたと主張する人から依頼を受けて報道機関と交渉したことがあります

が、その中で考えさせられたことがありましたので、ちょっとエピソードを紹介したいと思います。

最初にご紹介したいのは、坂本弁護士って皆さんご存じですね。今では、「オウム真理教のメンバーによって住んでいるアパートで奥さんとお子さんと一緒に殺されてしまった」ということがかなりの程度に明らかになっている事件ですが、彼が拉致されたという情報があってから捜査が公開される前に、横浜法律事務所から僕が依頼を受けて動いた事件です。横浜法律事務所というのは、坂本堤君が所属していた法律事務所です。そこに、今は名前も知られました江川紹子さんという方が、教団に誘われたお子さんを取り返してほしいという依頼をされ、その依頼を受けて坂本弁護士がいろいろ動いている、そのことがきっかけになった事件だったんです。

彼と家族の行方がわからなくなって2週間目ぐらいに、法律事務所からこういうことを依頼されました。それは、坂本弁護士の行方不明は学生の内ゲバがもとだ、つまり彼も元そういう過激派に所属していて、その内ゲバに巻き込まれたのだと、これが社会面のトップに出てしまった。大きな扱いだった。これは東京新聞が書いたのです。その頃、もう仲間うちには彼がどうも拉致されているということがありまして、捜索というか仲間内の支援の活動が始まっていたわけです。まだ殺されているとはとても思えませんで、いつかは取り返すのだということが始まっている時期ですから、この東京新聞の内ゲバの報道は実にダメージが大きかったんですね。

東京新聞に出かけました。行ったところ、地方部長と社会部長が出てきました。私のほうは江川紹子さんと横浜法律事務所の岡田さんという弁護士と3人で交渉しました。一体全体これはどういうわけだ、こんなことを書かれちゃ実に迷惑しているんだ、一体どこから出た情報なんだ、と問いただしたのですが、必ず報道機関が使う台詞は「取材源の秘匿」ということです。どこから仕入れたニュースであるかは言えない、私どもの伝えたことは正しいと思っている、訂正はできない、と。「だけどそんなことは全然でたらめだし、こういうことを書く以上は、どこから聞いたとか、どういう物語でこうなっているのか言ってくださいよ」と言ったのですが、午後1時頃から夜中10時頃までやりましたが、結局押し問答で、かたい顔をして相手は言うことを聞かないわけです。

これはどうしようもない、こういう人を相手にしていてもしょうがないので、ちゃんと応答ができる、もっとやわらかい応答ができる責任者を出してほしい、翌日もう一回来るからということで、編集局長に出てきてもらうことを要求しました。そうしたところ、編集局長は、翌日は息子さんの結婚式があつて、結婚式が終わってからしか来れないと。それはしょうがない。結婚式が終わった6時頃から交渉が始まったわけです。

私たちのほうはどういうふうに行ったかということ、坂本弁護士の学生時代から、受験時

代、司法修習生の時代、若き弁護士の時代、それぞれの友達を全部揃えたわけです。彼が過激派と接点を持つときは少しもなかった、どころか、これは今思い出すと本当に悲しい話なんです、彼が「わたぼうしコンサート」という障害者も出演し障害者のためにやるチャリティーコンサートの実行委員に参加して、その中で奥さんとも知り合ったというようなこと、学生時代に日本フィルハーモニーというオーケストラの解雇事件の支援のためにいろいろ頑張ったとか、修習生時代にはこうだとか、彼の人間像、生い立ちをずっと語るようにして、彼には一切接点がないということの一つ一つ出していったんです。それを語り終ったのが夜の9時頃だった。

編集局長がときどきは反論してやっていたんですが、そのうち、今でも思い出しますが、彼は佐藤さんというんですが、東京新聞というのは中日新聞という名古屋の新聞と資本系列にあって、いま中日ドラゴンズの社長をやっているらっしゃると思います。僕はその方とは、交渉の中で築き合う信頼関係といいますか、肝胆相照らす仲になったような気がしますが。実に立派な人で、聞いているうちにガクッと膝を折るようにして「申しわけなかった」と、突然話の流れを切るようにして言ったんですね。「自分たちが取材していたことと先生方が今までしゃべってくださった豊富な事実、この二つのストーリーを突き合わせると、余りにも自分たちの取材のストーリーは貧弱です。申し上げますが、これは県警から入った情報です。時事通信と東京新聞の記者がつかんで、時事通信はどうしたかという、横浜法律事務所に対処取材をやった。それでやめた。東京新聞は横浜法律事務所に対処取材をしなかったということがわかりました。申しわけありません」と言って謝罪したわけです。

その謝罪の話が始まったのが9時から10時ぐらい。それから今度はどういう訂正をするかという話になりまして、そこからまた2時間ぐらいすったもんだもめました。「お詫びのカットだけは勘弁してもらいたい。続報を打つけれども、お詫びのカットが出ると血が出るんだ」と。「血が出るというのは何ですか」というと、「社内で血が出るんですよ」と。誰かが責任をとることになる。それは勘弁してほしい。「いや、だめだ。続報とお詫びが一つになって初めて、この前の内ゲバ報道が打ち消される信頼できる新しい情報になるのだ」ということでまたもめまして、結局夜中の12時頃までかかってお詫びの文章も続報も確認して、かなり大きな扱いで、彼の内ゲバ報道は間違いだったと。

もう一つ重要だったのは、あのときオウムの信者がつけるプルシャのバッジが現場に落ちていたのです。そのプルシャのバッジのピンが、実ははずれていたのです。はずれていたのに、最初の間違った報道では「はずれていなかった」と書いてある。はずれていなければ、後から置いたということもあり得るわけでしょう。はずれていたということは、すごく大事な情報なんです。はずれていたかいないかというのでも間違いがあったというこ

とを直してくれたのですね。

もう一つのエピソードは、これも神奈川で起こった事件で、ある人が、病院の経営の争いの中で、その病院のお金を少しごまかしたという名目で逮捕された。ところが逮捕された後に報道されたことは、その逮捕された人が暴力団と関係があるというところに主なターゲットが置かれた記事だった。本当ならば経済犯を扱う課が動くはずなのに、マル暴担当の県警の四課が動いている事件として扱われていて、出てきた記事は暴力団。ところが、結局40日経って彼は処分保留で釈放された。逮捕の時の報道が全国版でも出ましたし、神奈川県版でも大きく出たんです。特に暴力団ということが非常に影響が大きかった。婚約していた相手からは婚約を破棄される。仕事を失いましたので、再就職しようとしたけれども再就職もできなかった。40通、50通と封筒の束を持って私に示してくれたことがあります。何よりも辛かったのは、近所の人たちから見向きもされなくなって、「あの人が暴力団なのね」という感じで、子供たちが、「暴力団ごっこ」といって、住んでいるマンションのブザーを押して、「暴力団」と言ってワーッと逃げていくという遊びをされたり、ブランコに乗っている女の子に後から押してあげようとする、お母さんが寄ってきてサッとその女の子を抱えていってしまう。いろいろなことが断ち切れちゃったんだなという思いだったわけですね。その事件から間もなくしてお母さんが亡くなりまして、そのお母さんのお葬式は、お産婆さんをやっていたお母さんで、おそらくは500人はお葬式に来てくれるはずのところ、30人しか来なかった。30人というのもみんな親戚だけで、会った親戚も目を背けるようにされて非常に辛い思いをした。というようなことを語ってくたんですね。

その事件がまた東京新聞に縁がありまして、その人がこういうシンポジウムに出てきて自分の被害の実態を語ったわけです。それを東京新聞の当時の社会部長が聞きまして、これは変な事件だなということで現地に取材を命じました。1年ぐらい経ったときだったのですが、東京新聞の現地の記者が動いたところ、不起訴ということがわかった。彼は起訴されなかった。不起訴処分になっていることがわかったというのが、また報道に出たわけです。それを逮捕され、釈放された被疑者から僕のところに知らせてきました。

これは今井さんが詳しいのですが、検察庁は不起訴の理由を言わないのです。不起訴の中にいろいろな種類がありまして、有罪方向での不起訴、つまり有罪の心証があるのだけれども起訴はしない、公判にかけない、これは起訴猶予といいます。そうではなくて、無罪方向の不起訴。嫌疑不十分の不起訴だった。その嫌疑不十分の不起訴というのを、担当の検察官に確かめました。なかなか言わないんですけど、フィッと言ってくれちゃったんです。

今井さん検察官は不起訴が、起訴猶予か、それとも嫌疑不十分かを言わないようですが

いかがですか。

**今井** 最近、被害者の立場を尊重するというでかなり言うようにはなっていていますが、僕が現職だった頃は、裁定(処分の結論のこと)主文は言ってましたね。先生がおっしゃったように、「起訴猶予」か「嫌疑不十分」か、あるいは「罪とならず」とか、「嫌疑なし」とか、そういう裁定主文は言っていましたね。

**梓澤** 言うようになった？

**今井** かなり告知もするようになりましてし、その理由もある程度説明するようになりました。それはつい最近ですね。

**梓澤** 僕がその事件をやった頃はなかなか言わないところを、ちょっと電話で聞いちゃったんですけども、嫌疑不十分ということがわかったので、記者会見を開いた上で、各社に出かけて、やり直してくれ、小さい訂正じゃなくてちゃんと書き直してくれと交渉したんです。

そのときの経験ですが、読売新聞の神奈川支局へまず行きました。彼の経験、書かれたときにどういうことになったかという経験を話したわけです。支局の次長とデスクが来たんですね。仮にAさんとしませんが、Aさんがこんな目に遭ったんですということを言ったわけです。そうしたらそのとき、今でもまざまざと思い出しますが、このデスク、40歳ぐらいの人でしたが、目の色が目の前で変わっていくんですよ。そんなことがあったのかと。言葉では「そんなことがあったんですか」とは言わない。無言が語る重さ、沈黙が語る重さというんですかね、スーツと目の色が変わって、「じゃあ書き直します」と別室に行って相談したきた後に言ったんですね。「〇〇の男性、嫌疑不十分で不起訴」と大きく書いてくれたということがあります。

この二つのエピソードから僕が言いたいことは、犯罪報道の多くの問題は、取材している記者が一方的な情報で書いていることではないのか。一方的な情報とは何かというと、捜査機関から取材した情報だけで書いている。普通、争い事というのは、両方の言い分を聞いて初めて本当の真実が浮かび上がるはずなのに、逮捕のときには捜査機関からしか取材ができない。捜査機関からしか取材ができないならば、それなりの留保をつけて犯罪報道は書くべきではないのか。その留保は何かというと、これこれの捜査機関の情報筋が語ったこと、「……と語った」と語ったにすぎないわけですね。その語られたことが真実かどうかというのは吟味されなければならない。その吟味なしに一方的な情報で伝えられたことが、あたかも事実であるかのように伝えられる。そこに問題があるのではないか。読むほうも、それが事実だと思って読んでしまうという訓練しかされていないわけです。そして書いた人は、その書いたことがどれだけ被疑者、被告人となった人に、あるいはその家族に大きな影響を与えているかわからない。初めて目の色が変わるほどのインパクトを受け

るわけですね。それを知らないで書いている。実はものすごい大きな出来事なんですね、そのように書かれるということは。

このレジュメの中に自殺してしまう例ということもありますが、これは後で補足してお話ししますが、間違っ書かれたゆえに自殺してしまう例もあるのです。ぼくが実際に自分の取材で確かめた例だけでも三つの例があります。なぜそこまで報道によって人は傷ついてしまうのか、その傷つき方はどういうものなのかということを知っておく必要があると思いますね。

六の「犯罪報道はどう変わるべきか」にちょっと触れておきましょう。

一方的な情報だけで書いているわけですから、もっと弁護士、被疑者に言い分を聞いて、その言い分を反映させて、一方的な情報を確かめて検証しながら書くという姿勢が必要になると思います。

ここに「福岡の実験」と書きましたのは、西日本新聞という福岡で出されている新聞がありますが、この西日本新聞は、3年前に、逮捕されたという記事は、逮捕のときからなるべく近いうちに弁護士側に取材して、その言い分をただ紹介するだけではなく、その言い分に沿って逮捕のときに書いた一方の記事がどうだったのかということを検証する仕組みをやっています。これは「福岡の実験」と銘打ちました。なぜそれが可能になったかといいますと、弁護士会が「逮捕された被疑者に24時間以内に無料で弁護士の面会を提供する」というサービスをやっております。これを当番弁護士といいます。当番弁護士が実施されたので、これが可能になったわけです。この当番弁護士に取材するというをやりにまして、それを紙面化しました。これが「福岡の実験」として新聞協会賞をもらったわけです。こういうやり方が一つあると思います。

それから、六の4に書きました「情報源の明示」ですね。誰がこの記事の情報を語ったのか。私は10年前にニューヨークに取材に行きましたときに、五番街にあるセントパトリックチャーチという大きなカトリック系の教会にある精神障害者が上半身裸でなぐり込んで聖職者を1人殺してしまったという大きな事件があったのですが、そのときに、ニューヨークタイムズがその事件の状況を語る警部の名前を書いているのですね。〇〇警部はこう語ったと。例えば日本で言えば、和歌山カレー事件で言えば、和歌山東署の署長の誰れさんは何日こう語ったと、そういうふうを書く。書くことによって、後でいろいろな情報が出てきて大混乱しているときに、誰がそのもとをもたらしただのかははっきりする。はっきりする以上は無責任なことは言えないということになってくるんじゃないかと思えます。

和歌山カレー事件は、また後で詳しく言う機会があると思いますが、今までに容疑者夫妻についてたくさん情報が流れましたが、公式発表された事実は何かという、五つし



かない。五つは何か。四回逮捕されています。四回の逮捕の被疑事実。それに加えて、亡くなった被害者の死亡原因は青酸カリではなくてヒ素だったということが10月4日過ぎに語られています。この五つしかない。あとは全部、夜回りの非公式情報です。その非公式情報の集積があれだけの情報量に結びついた。それを一体誰が後で責任を取るのですか。警察は後ろに隠れてしまって、情報機関だけがいろいろと批判の対象になって、これはおかしいんじゃないかということなんですね。

七の「被害救済の現状とシステムづくり」のところちょっとだけ触れておきますが、いま日本では損害賠償の水準は、平均すると40万円しか取れません。頑張って頑張り返いで3年か4年裁判でやって、やっと40万です。弁護士費用は出ません。弁護士はボランティアでやらざるを得ない。よくて300万、一番高い額で、日本では500万です。アメリカで最近私が調べたのでは、ものすごいですね。判決では18億円というのもあります。こんな報道しているんじゃ次は痛い目に遭うぞということで、英語では「ピューニティブ・ダメージ (Punitive damage)」と言いますが、制裁的慰謝料が認められるのです。その結果、非常に大きなことになる。書いた以上はそれだけの責任を負わされる。そういう仕組みになっているわけです。

日本の現状はこれではだめで、本当に被害者が求めているものは、被害者の傷つき方は何かというと、今までのような生き方ができなくなった、自分が自分でなくなってしまったような気がする、とみんな言うんですね、僕のクライアントは。「そんなにお金が取れないのに、お金は何十万しか取れないことがわかっているとわがざるを得ないのに、なんでやるんですか」「だって先生、こんな自分を否定されてしまって、これじゃ生きていけません。生きていくには、この名誉が回復されなければいけないんです。もとの自分に戻してください」、こういうことをおっしゃるわけですね。元に戻すのにこれだけの手間がかかるというのはおかしいというのが、システムづくりに結びつくわけです。「放送と人権に関する機構」という機構を、民間放送とNHKが協力してつくりました。こういう仕組みを新聞もつくっていかなきゃいけない。原則として六ヶ月以内で救済されるというような仕組みですね。

そして最後に申し上げたいのは、流されてくる情報に接する我々の感覚です。読者や視聴者の水準を上げる。この情報はこう読むべきだと。例えば今度の和歌山でも、カレー事件のことは「捜査本部によると」と書いてある。保険金詐欺のことは「和歌山東署」と書いてあるのです。これは文体が全然違うんですよ。そんなことは、言われてみなきゃわからないわけです。それ以外の情報がはっきりしないことは、「捜査によると」とか非常に曖昧に書いてあるわけです。確かな情報は、まだ公式には確認されていない情報とを読み分ける我々の力、これをカナダなどでは「メディア・リテラシー」と呼んでいます。「イリテ

ラシー」というのが識字障害ですね。「リテラシー」というのは、そうでない、開いているということです。メディアに開けている。メディアを見る目を市民が鍛えなきゃいけないんじゃないか、それが本当のメディアを変えていく力になるんじゃないかというのが、私の当面の結論です。

ちょっと長くなりましたが、ありがとうございました。

この次に越路先生にお話をいただきたいと思います。

**越路** ちょうど私が大学生で、マスコミに入ろうかと思っている時代は、警察や検察官や容疑者を捕まえて犯罪者をでっち上げるという冤罪事件、身に覚えがないのに警察に捕まって拷問を受けて、苦しさの余り、あるいは脅迫されて言うとおりにする、それで死刑宣告をされたりする、こういう事件が続発したわけです。松川事件とか、八海事件とか、菅生事件とか、こういった類似の事件があつて、それを直接的には有名な正木弁護士さんが乗り出す。それから作家の広津和郎氏が乗り出す。もちろんこれは、被疑者や無実の罪に泣いている人からの訴えがそういう人に届いて活動するわけですが、それをマスコミや文化人が非常に応援したのは、現在憲法的に言うところ「人身の自由」で保障されている被疑者・被告人あるいは容疑者の人権が警察・検察官によって不当に侵害されることがあつてはならないという非常に前向きの、我々が納得する報道であつたわけです。ところが現在は、マスコミが逆に市民の人権侵害をしている。これは、警察官や検察官は国民を守るためにいるわけですが、それが行き過ぎると市民の自由・権利を奪ってしまうことになるわけで、やはりこれについての歯止めあるいは基準をつくらなければならない問題かと思えます。

レジュメにしたがつて説明しますと、基本的には、市民は様々な情報を求めているのではないか、それは市民の好奇心だと云えるわけです。何か知りたいとウズウズしている気持ちというのは非常に大事なわけです。個人が自由にものを考え社会に発信するためには、まず好奇心があつて初めていろいろなものを考えられるわけですから、それは結構なことだと思います。ところが好奇心の中には、単なる好奇心——おもしろいものを知りたい、芸能ゴシップは大体これに当たるわけです。いま一つは、対照的に考えられる民主的な品格のある社会の実現に必要な情報を求める好奇心もあるわけですから、好奇心といつても簡単に「それはよくない」と規制される必要はないわけです。後者の好奇心、社会はこうあつてほしい、みんな望ましい社会に生きていこう、そのために情報を知りたいということ、例えば長銀がどうなっているのか、あるいは汚職政治家がどうなっているのか知りたいという好奇心については憲法的にも大変価値があると考えているわけです。

ところで、「マスコミは『報道・取材の自由』がある」という主張は、マスコミのほうでは、国民・市民が知る権利を持っているんだ、そういう好奇心を持っているんだ、その好

奇心を充たす役割をマスコミが果たしているから、マスコミは憲法上の人権があるんだという根拠になっているわけです。しかし、大事にしなければならない社会に必要な情報は、云い換えればいわゆる国民の「知る権利」として主張できるのは、それは基本的に民主的に品格のある社会に必要な情報ということになりますから、何でもそれは大事にするということではないわけです。

テレビの前に座っている市民が、自分では情報活動に参加できないが、いろんなものを知りたいということには、受け手の「知る権利」として憲法上の保障があります。国民主権原理も「知る権利」の憲法上の根拠にはそれ以外にいろいろあります。すなわち「国民が主人公」だという原理を国民は持っていますから、そのために情報を知らなければいけない。選挙で投票しろと言われても、それに関するいろいろな情報がなければ投票に行っても、誰に投票するか決められないということから、そういう情報が必要である。それから、生存権も「知る権利」の根拠と考えられています。例えば原子力発電、放射能の問題、あるいは薬害の問題——HIVに関するような情報でどうしたら予防できるかとか、あるいは非加熱血液剤を避ける、そういう情報は生きている限り必要です。こういう高い理念の情報を知る権利を国民は持っており、マスコミはそれに応えるということになりますから、マスコミが主張する「報道・取材の自由」というのは限定されたものであって、報道機関というマスコミの行う活動がすべて「報道・取材の自由」と主張することはできないわけです。

単なる好奇心と、高い理念・理想を持った情報がまずあり、その中間にどちらにも入らないものがあるということになると、犯罪報道はどうもこの中間に入ってくるのではなかろうかという感じがして、簡単には、犯罪報道が憲法上の権利があつて強い力を持っているのだと云い切れなと思うのです。したがって、報道した後、取材源を教えてくださいと要求された場合に、「取材源の秘匿」ということで教えないということは、現在「報道・取材の自由」に含まれるので、憲法上保障されていると考えられがちですが犯罪報道がちょうど中間にあるとするならば、余り強い主張はできないということになるわけです。したがって犯罪報道は基本的にはその保障は弱いということになります。ところが例えば長銀が倒産するののかという問題、汚職政治家、汚職公務員はどうなっているのか、こういう問題は一番社会に必要な情報ですから、まさにそれは「報道・取材の自由」「取材源の秘匿」は保障されていると考えるわけです。

一方、マスコミには、非常な営利性が入り込んでいて、私が大学生のときに危惧したように、マスコミも会社であり、収益を上げなければなりませんから、いろいろな制限があります。そのうちの 하나가過度の商品性。とにかく売らなきゃいけないということになるわけです。売らなきゃいけませんから、したがって、読者が面白い情報を提供しなければ

ならないということで報道競走が激化して、とにかく新聞を買ってくれる、テレビのチャンネルを回してくれる、あるいは雑誌が店頭から売れるということがマスコミ産業の最大の関心事になるわけです。テレビで放映されていた話ですが、「夕刊フジ」と「夕刊ゲンダイ」は100円そこそこですが、それを勤め帰りの人が買うか、あるいは缶コーヒーを買って疲れを癒すか、その缶コーヒーとの競争が「夕刊フジ」「夕刊ゲンダイ」であり、なおかつ両者の間には激しい競争があって、見出しを扇情的につけるわけです。何かすごいことがあるようなことが見出しに出ていて、駅の売店でそれがチラリと見える。買って見ると大したことないわけですが。

その場合には、①新聞、②テレビ、③雑誌という順番に商品性が激化していくことが考えられるわけです。

新聞というのは、夕刊はともかくとして、朝刊は大体月決めで頼んでありますので大体買ってくれるということで、朝日、読売、毎日等の中からどこかを、あるいは産経、日経から選ぶことになりますので、競争はありますが、目をひそめるような競争はないわけです。ただし、新聞の月決めを決めてもらうセールスマンの競争がある。景品をつけたりして、とにかく1ヵ月取ってくれということもあるそうですが、そういう問題はあります。

2番目にひどいのがテレビです。和歌山カレー事件、あるいはオウム真理教事件となりますと、どこでも同じように取り上げてワイドショーをやっている。同じことをやっているわけですから、どこか違った角度で切り込まなきゃいけない、何か面白おかしくしなければならぬということで、取材が非常に激化する。

さらに雑誌のほうは、FF戦争。『フォーカス』等のプライバシーを売り物にするような雑誌、あるいは『週刊新潮』『週刊文春』の毎週の駅あるいは店舗におけるどちらが売れるかの販売競争。同じ日に発売しますから、どちらが面白おかしく新聞に広告を載せ、あるいは店頭で並べられるという非常に激しい競争になることから、プライバシーの侵害、名誉侵害という問題が発生するわけです。

その場合に被害を受けるのは、とりあえずは容疑者と広く呼ばれている者、正確に警察に逮捕される被疑者、刑事裁判を受ける被告人、それから殺人事件に遭った被害者です。例えば東電に勤めている女性が渋谷で殺された。その女性が、昼間は東電のエリート女性社員であるが、夜は一転して夜の街をさまよっている女性であった。このように、全部私生活が暴かれてしまうということになり、本人が死んでいますから、家族がマスコミの被害者になるわけです。本人は殺人犯によって殺され、家族はマスコミの報道の被害者になるという構図になります。

その人たちは何が侵されたかということ、それはプライバシー権、名誉権という人権です。それは広くは人格権と呼ばれている新しい人権ですが、その中の代表的なものがプライバ

シー権であり名誉権である。両者はほとんど似ていますが、若干違っている。ここは正式な授業ではありませんので、両方がどう違うかという話はあえていたしません。

そういう容疑者、被疑者、被告人、被害者、こういうのは当然少年も入ります。したがって、神戸の事件のようなものは、被害者（殺された人）も、現在少年法の適用を受けている加害者の少年も、これに入ってくるわけです。

そうすると、マスコミや報道機関は「報道・取材の自由」という憲法上の人権を主張し、被害を被った人はプライバシー権・名誉権を主張する、こういう両方の対立には利益の調整ということが必要です。したがってどちらを優先させるかは被害者とマスコミの話し合いの中でまず進められますが、最終的には、裁判の場でどちらに勝たせるかを決めることになります。マスコミを訴えた報道の被害者が勝つのか、それともマスコミが勝つのか、こういう問題は両者の利益調整にかかわってくるわけで、したがって民主的に品格のある社会の実現に必要な情報、そういうものに応えたマスコミの報道は、両者互角にたたかうことになるわけです。しかし、単なる好奇心、芸能ゴシップの場合はマスコミが勝ち残る理由はありませんが、その中間にあると考えられる犯罪報道は、そこで特別な理由がない限り、プライバシー権・名誉権を傷つけられた人たちのほうに優先権が与えられるというふうに考えることができるわけです。

こういうのは、法律問題としてだけでなく、倫理的・社会的レベルに両者の調和を図る必要があります。すなわち、法律問題、訴訟問題以前にできるだけ社会的に解決する必要があります。先ほど梓澤弁護士さんからご紹介がありましたが、そのために現在あるのが「放送と人権等権利に関する委員会」です。1997年できたわけですが、早速判断を下したケースが1998年3月にあります。

この事件は、アメリカのサンディゴに住んでいる日本人夫妻の家庭で、夫と娘が殺された。妻はたまたまヨーロッパにいて不在であった。ところが多くの新聞、テレビは、妻が犯人である、本人が密かに帰って殺したという報道もあれば、あるいは、愛人がいて、愛人をそそのかしたのだという報道もあり、なおかつ両者は非常に夫婦仲が冷えていたというような報道がありました。この妻がそれを報道した日本のマスコミを訴えたわけです。本人は報道中でも非常に悪質なものと単に悪質なものとを分けて、非常に悪質な第4チャンネル等は裁判に訴えて徹底的に追求するということであり、一方、後者については、裁判に訴えるほどではないが、この委員会にかけて「不当だ」という判断をもらいたいとTBSを訴えたわけです。

その委員会は、「妻が犯人だという理由づけは誤報であった。しかし、倫理には反するが、直ちに明らかな権利侵害とは言えない」と、何か裁判所が使うような、無理にこじつけるような、判断を下しているわけです。

この委員会はマスコミの外部団体（第三者機関）としてできているのですが、これに非常に期待をかけていたわけですが、今のような具体的な事案と判断を見ると余り期待できない。制度はテレビ放送会社に誤報や犯罪報道に対する緊張感を与えることにはなりますが、本来「不当であった」と判断すべきなのにそう云わない委員会は十分期待に届いていないと思うわけです。ちなみにこのときの委員長は、参議院比例区に当選して文部大臣に横すべりした元東大総長であり、その他の委員もしかるべき人がなっているわけですが、どうも期待に届いていないということが言えるわけです。本当にこういう機関に筋を通してもらおうということが非常に大事であって、それはやはり何と言ってもみんなが声を上げなきゃいけないということになるわけです。

それから、いろいろな市民団体がこの問題について活動している。「人権と報道・連絡会」という社会団体もある。それから、ここにおられる弁護士さんの役割が重要です。弁護士というのは人権擁護、正義の実現のためにあるということで、まさにそういう弱き者に手を差し伸べている人権擁護活動というものがあって、いろいろ大会を開いたり、いろいろな国際人権運動をしているわけですが、法律的な訴訟の専門家として期待できるわけです。

それから、先ほどもご紹介がありましたが、メディア・リテラシー。これは、マスコミの報道に飲まれちゃいけない。マスコミが言ってるんだから正しい、あるいはマスコミが面白おかしく報道するのをそのまま信じて、「あいつはどうせこんなものだ」と思っちゃいけないわけです。マスコミは社会の木鐸である、あるいは第四の国家機関であるという高い公共性を持っていますが、マスコミを神聖視してはいけない、鵜呑みしてはいけないというのが、メディア・リテラシーの運動だと思います。

これから作っていかねばいけないのは、これは梓澤弁護士さんも海外調査もされているプレスカウンシル（報道評議会）です。これは新聞に関するもので、英米を中心に諸外国にあります。この組織は第三者機関、会社のメンバー以外の人を選んで委員会をつくっていろいろ苦情申し立てをしてもらうということで、最初に挙げた「放送と人権等に関する委員会」というテレビ放送に関するものと新聞の今いったプレスカウンシル（報道評議会）ができれば両方相揃うわけです。もっとも、これは英米でもまだなかなかうまくいってないという報告もあり、日本でも、テレビに関してはできたけれども余りうまくいってない、期待に届いていないということもありますが、とりあえずつくってもらって、できるだけそれに魂を入れるようにする。そういうことをみんなが声を上げるということが大事であると思います。

それから、テレビ会社、新聞社の中にオンブズマンという内部で不当性を発掘する係を置いて内部改革をやっているところも外国にあるわけで、そういうものも必要ではない

か。行政に関して、不当な行政活動があった場合にそれをチェックするオンブズマンというのがありますが、これは北欧から始まった行政オンブズマンですが、これをメディア・オンブズマンという形でマスコミの分野にも広げていく必要があります。

したがって、法律問題と倫理・社会問題の両方の検討をすることによってこの問題の前進を図ることができるのではなかろうかと思っております。

**梓澤** ありがとうございます。

それでは、ここで、会場から質問とか感想とか意見をいただきたいと思います。公開シンポジウムなので、地元の市民の方もいらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

**フロアF** 法律のAです。全然知らなかったことが多かったので、少しわかってきて、犯罪報道の人権をちゃんと保護すべきだなと思いました。

**フロアG** 1年です。受け手のほうが報道をそのまま丸のみにするのは危険すぎると思いました。

**梓澤** 「メディア・リテラシー」という言葉を梓澤も越路先生も言いましたけれども、今日初めて聞きましたか。

**フロアG** はい。

**梓澤** 何かそのことに関して考えるところはあったかな。

**フロアG** 「メディア・リテラシー」という言葉は知りませんでしたけど、こういう考え方は全員持ったほうがいいのではないかと考えます。

**梓澤** どうもありがとうございます。

**フロアH** 3年です。今井先生は少年事件などを担当されておられるようなので、少年法の問題についてお聞きしたいと思います。

少年法の精神は、犯罪を犯した少年に対する罪というよりも、少年の保護とか更生を目的とした法律だと思うのですが、しかし、神戸の事件などをはじめとして、少年犯罪の低年齢化、凶悪化という今の時代背景を考えると、少年法の改正、あるいは少年法の精神を残したまま部分改正が必要ではないかと僕は思うのですが、先生のご意見をお聞かせください。

**フロアI** Bと申します。主婦の立場から、今聞いてムカムカと思ったことをお伝えしたいと思えます。

私は酒鬼薔薇事件の少年と同じ年の息子を持っておりますが、あの事件のとき、同じ年の息子を持つ親として、なぜこういうことを取材して報道するのだろうか、とても憤慨したのです。その後も、中学校で起きた事件をワイドショーなどが取材して、同じ中学生にマイクを向けて取材します。その取材された子供も、それを見た子供も、何かいいことがあるのだろうかと思うんですね。大人の野次馬の精神を子供に伝えているだけで

あって、本当に子供たちがそのことでよい方向に行くということがあるのかなと、いつも疑問に思うんです。ああいうことは本当にやめてほしいなと、親の立場からいつも思っているのですが、それってやめるのはどうしたらいいんでしょうかと、今聞いていて思いました。

梓澤 　また後で、パネラーの意見の中で述べたいと思います。

フロアJ 　法学部の1年ですが、以前、ロス疑惑だったと思いますが、第一審で「氏名不詳の第三者の某と共謀して」という素人目に見てもかなり無理のある判決が出たと思うのですが、これは裁判にかなり世論が影響した例だと私は思っているのですが、犯罪報道が実際の裁判の過程や判決にどの程度影響を及ぼすのかというのを、裁判の経験の豊富な今井先生にお聞かせ願えればと思います。

梓澤 　それも、今井さんの後の話で触れていただきたいと思います。

フロアK 　法律学科1年です。僕の実家は長野県の須坂にあって、薬物混入のスーパーサンの事件がうちの近所だったので見に行ったんです。休み中だったので何回か現場に行っ様子も見てきたんですが、最初のうちはすごく報道機関が来て一生懸命取材をしてくれたと思うんですが、そのうちに、先ほどから話が出ている商品性というものがなくなってきたのか、全然報道されなくなって、今では地元の地方紙でも全然取り上げられなくなって、その後どうなったかもさっぱりわからないのですが。間違った報道によってやるという今まで先生方が話されてきた内容とは離れてしまうと思いますが、事件がその後どうなったかということについて知らせる報道機関のあり方は、新聞じゃなくても雑誌でもいいんですが、どういうあり方が必要なのかということを知りたいです。

梓澤 　それも後で述べたいと思います。

フロアL 　政治学科3年です。どういうふうになればマスコミは容疑者の気持ちを傷つせずに取材できるのでしょうか。マスコミは人を必ず傷つけてしまうと思うのですが、逮捕後にもし取材したとしても、その家族、周辺の人を必ず傷つけてしまう。どういうふうになればマスコミはその容疑者を傷つせずにすむのか、それを教えていただきたいと思うのですが。

梓澤 　どうもありがとう。

では、ここでちょっと休憩をいただきます。

(休 憩)

梓澤 　それでは今井さんにお話しいただきますが、今井さんは検察官を6年やられて、



今、弁護士2年目です。二種類の法律家の仕事をやってこられるというのは我々の世界でも珍しいことなので、いろいろと興味深いお話を伺えると思います。

では、今井さん、お願いします。

**今井** 今は弁護士の今井です。検察官の立場ということで今日は話をさせてもらうということになっています。余り期待されても困るのですが、もしかしたら今日初めてこういう場で話をすることもありますから、そういうことだったのか、というものもあるかなという気がします。前回、去年もそうだったのですが、どうも口が悪いので、だんだん熱くなると早口になってきて、後でお咎めにあったこともありますので、なるべくわかりやすい形で、上品な言葉を使ってやりたいと思いますが、何かありましたら、先生、抑えてください。

先ほど梓澤先生からいろいろエピソードを含めて話がありまして、特に問題が多かったのは神奈川県警の話でしたね。神奈川県警といいますと、僕は最後は横浜地方検察庁で検事をしてまして、刑事部の検事で、そこで暴力係というのを担当してまして、四課の連中は四課課長以下全部私の仲間みたいなものでしたから、こういう立場で、「実は警察・検察は誤報を流して情報を操作していた」と言えれば、バクダン発言で興味があるかもしれませんが、私の知る限り、そのようなことはないと思います。誤報というのではなく、報道一般についてどのように検察がかかわっているのか、一検察官だった者の意見ということで留保の上、これから紹介させていただきたいと思いますが、それで了解してください。

ちょっと前後してしましますが、先ほど来「取材源の秘匿」という言葉がありました。梓澤先生は、取材源をかなり具体化して報道すべきだという意見で、越路先生からは、マスコミの表現の自由の中の一つとして取材源秘匿の自由があるということでお話がありました。今日は「犯罪報道と人権」とありますが、人権というのは、今までの話にありましたように、被疑者でも、被告人でも、被害者でも、被害者の親族、犯人の親族、すべて含んでいるわけです。一方的に、「犯人だからプライバシーはないんだ」という議論は絶対成り立たないわけで、一度マスコミにたたかれたときには容易に回復できない。それが裁判で最終的に名誉が回復されたと言っても、その長い間、すごい苦しい思いをずっとしているわけです。「やった、勝訴だ」と勝ち取ったところで、やっぱり戻って来ない時間はあるのです。そういう意味で、「取材源の秘匿」の問題でいえば、梓澤先生がおっしゃったとおり、取材源をある程度明らかにして責任を持った報道にすべきだという意見も非常にうなずけるのですが、一つ考えなければいけないことは、「取材源の秘匿」を考えるときは、過去の問題というよりは将来のことを考えているのです。要するに取材源を明らかにしていくということはどういうことかということ、その人の責任追及ができやすくなります。そうす

ると、口がだんだんすぼんでいくわけです。あいつが言った、あいつには絶対何もしゃべらないという話に必ずいきまして、将来の取材に非常に制限がかかってくる。

これを捜査機関側から言わせていただくとどういうことかということ、警察も検察も機械やロボットじゃありませんので、人の組織なんですね。一課事件と我々は言っていますが、人が死んだという事件、物を奪われたという事件の場合には、現象面として犯罪が見えますから端緒としては取りやすいんです。ところが、今でもいろいろな形で問題になっていますが、特に経済事犯ですね。贈収賄とか談合事件、入札妨害事件、あるいはほかの薬物事件などもそうなんだろうが、情報が何らかの形でもたらされないと動けないというところか実際上としてあるわけです。それは当然だと思えますよ。警察、検察の人数を合わせても、マスコミの人数と比べたら、もう全然比じゃないくらい違うわけですから、我々が独自にいろいろ聞き耳を立てながら聞き回ったところの情報量とマスコミの連中が聞き回った情報量という比較で考えたときに、警察、検察のほうにちゃんとした情報も含めた広い情報が入ってこない可能性があるということです。そうすると、情報源を公表すべきだということになると、結果的に耳に届いてこない。耳に届いてこないということは、警察・検察の立場で言わせていただくと、犯罪が顕在化してこないんですよ。犯罪という意味では、闇に葬られる被害が増えていく。要するに泣き寝入り現象がその裏に出てくるんじゃないかという危惧を、一検察官として常に思っていましたね。その辺についてもまた後でいろいろご意見をいただきたいと思います。

私が検察官だったときに、著名な事件もいっぱいやっています。もちろん全部自分がやっているわけじゃないですが、特にオウム事件は東京地検時代にちょうどぶつかりまして、大捜査網というか大体制を使ってやっていました。誰を調べたとか、誰の公判に立ったということになると言えないのですが、私も捜査・公判を担当しました。そのときに、今ではお友達みたいな形できき合せていただいている江川紹子さん、木村先生の友達というか知り合いですので、今は私もちよこちよこ会うんですが、オウムの公判に必ず江川さんは見えていまして、私が検事席に座っている、当然、私は江川さんだということは知っていますが、向こうは一検事としてか見てなかったということはあるんでしょうけれども、そのときによく江川さんがマスコミの場面で言っていた言葉は、「国民は知る権利があるのだ。警察、検察は公表すべきだ」ということで、当時、私どもと結構せめぎ合っていました。その「知る権利」の問題は、先ほどの越路先生のお話にもありましたが、保護に値すべき情報かどうかというところの線引きがはっきり言って非常に難しいと思います。今の犯罪報道は、一般的に、私の感想ですが、やっぱりゴシップ記事的なものに翻弄されているという感じがあります。そういうものが氾濫していると、その中に、本当に知らしめなければいけない情報が埋もれてしまうという、その怖さがかなりあるかなと思って

います。

今日はこれから、取材を受ける立場としての検察官、あるいはマスコミを利用するという場面でのことをお話しさせていただくのですが、こう言っていいのかわからないのですが、最近、大学のランク格差も、入るときは大変かもしれませんが、実際上の評価として、トップが下がってきているんだか下が上ってきているんだかわかりませんが、横並びみたいな感じがあると言われていました。マスメディアの世界もだんだんそんなような感じがしてきています。昔は、スポーツ紙に載ったものは誰も信じなかった、話半分で聞いているという感じでしたが、例えばカレー事件にしても、一流紙がここまで書き立てしていくのか。表現は非常に注意しているというのわかりますが、どれを見てもみんな同じになってきている。そういう意味で、先ほどのメディア・リテラシーですか、私もこの言葉を英語で聞いたのは初めてなのですが、選別がしにくくなっているという事情はあるかなということは考えます。ただ、情報というものは、情報の市場の中で切差琢磨されて、生き残るべき正確な情報は必ずあるわけなので、受け側がいかにかどういふふうにして考えていくのかが一番これからの課題になっていくのかなと、最初に前置きさせていただきました。

さて、レジュメに従って簡単にサッと話をしていきたいのですが。

先ほどの話ですと、警察、検察は報道機関にリークして誤報を蔓延させて人権侵害を行っているというふうにもとられがちですが、ぜひここでわかっていたいただきたいのは、我々検察官、警察も、報道という意味ではかなり人権に配慮している場面がある。これからの話は、それがいいか悪いかは皆さんに判断していただきたいと思っています。ここに「捜査の密行性」と書いてありますが、端的に言うと、捜査情報は基本的に明らかにしません。なぜかという、例えば誰々がどこどこで覚醒剤を持っているぞという情報が入ってきたときに、その情報を常にプレスに出していたら、絶対に犯人は捕まるはずはないわけです。逃げちゃいますからね、すぐ。あるいは、覚醒剤はすぐ水に溶けますから、トイレに流せばなくなりますから、そういうことで犯罪捜査、追及が途絶えてしまうという側面がまず一つあります。そういう意味で捜査機密は外に出さないということがありますが、他にも、今の僕の考えだけでなく、おそらく多くの検察官も庁自体もそういうふうに思っていると思いますが、捜査情報はすごいプライバシーに満ちているのです。これは本当に。当然その人の生年月日から、出身地から、出身大学から、家族構成から、場合によったら、傷害事件などの場合には体重や身長も測られますから、かなりのプライバシー情報がすごく入っているわけです。それは犯人に限らず、被害者のプライバシー情報も入っている。そのプライバシーにすごく満ちているものを、やっぱり簡単には出せない。この人間が捜査機関から狙われているぞという情報も、一面では捜査機密かもしれませんが、そういう

ことをしたという意味ではプライバシーにかかわる。基本的にはなぜ捜査情報を余り外に出さないのか。捜査の密行性の原則が、明文ではないですが刑事訴訟法上でも原則としてあるのは、一面でプライバシーに満ちている情報を我々は常に扱っていたのだということです。

「取材を受ける立場としての捜査機関」に入っていきます。検察官も今言いましたように捜査情報としてはすごいプライバシーを握っています。僕らはテレビ局も雑誌も新聞社もみんな「ブン屋さん」と言っていたんですが、しょっちゅうブン屋たちの取材攻勢に遭うんですよ、実際問題として。

警察や検察官というところは広報がないのかと言われますが、実は広報担当、広報部はあるんです、警察も検察庁も。ただそれは組織としての広報であって、個々の事件については、警察の各署、検察だったら各庁の判断に任されている部分が多いのですね。検察庁で言いますと、検察庁という組織をおそらく知らないと思いますが、検察庁というのは裁判所にリンクして全国の各都道府県に1個ずつ、北海道だけ四つありますが、そのトップの人を検事正というんです。検事を30年ぐらいやった人。その次が次席検事、そのあと平がダーツといる。東京地検とか大きい庁で言うと、検事正、次席の下に公判部長とか特捜部長とか刑事部長とか部長職がいるのですが、普通の小さい庁は、検事正がいて、次席がいて、あと平の検事がバーツといて、広報担当は真ん中の次席検事が担当することになっています。次席検事のところに毎日ブン屋さんが来る時間を決めている庁もあります。各庁によって事情が違うので、これも具体的な庁で言うと、例えば札幌地検は、次席検事のところに毎日4時15分かな、時間はちょっと忘れましたが、ブン屋が集まってくるんです。「今日は何もない」と言うともみんな帰っていく。「今日はこれがある」「こういう情報がある」という形で、それは、先ほど言いましたように、プライバシーとか捜査機密に反しないといえますか害しない範囲での情報ということですが、そういう広報担当をしているところもあります。そうでない庁もあります。

現場の検察官は一つ一つ主任でその事件をまとめます。捜査検事であれば、警察から事件を受けて、それを起訴するか不起訴にするか決める。それを主任検事というのですが、その主任検事が一番情報を持っているので、そこにブン屋たちがとにかく取材に行くわけです。取材に来たときに我々は教えるかということ、少なくとも、僕が知っている範囲ですが、積極的に話をするということはないです。ありませんでした。

というのは、これから具体例で話をしていきたいと思いますが、捜査機関は基本的にマスコミが嫌いです。嫌いなんですよ。つぶされちゃう事件のほうが実はすごく多い。「つぶされる」という言い方はおかしいかもしれませんが、マスコミに出たばかりにだめになった事件というのは実は山ほどある。先ほどの話にありましたが、「あの事件は一体どうなっ

たのだろう」という事件の中では、事件としては全然だめになってしまった事件もいっぱいあると思います。未解決でまだやっているのもあると思いますが、半分ぐらい……。統計を取ったわけじゃないのであれなんです。

一例だけ言いますと、今年の初めでしたか、某大学の体育会系の人たちの集団でのレイプ事件がダーンとマスコミに出ましたね。あれも、本来ならばリークは絶対してないはずなんです。どこかで誰かがどういう形で取ったのかよくわかりませんが、ああいう事件は裁判をやって有罪判決をもらってしっかりけじめをつけるべき事件だと僕は思っていますが、結局被害者のほうがおじけづいちゃうんですよ。いろいろな報道の仕方で、被害者がだんだん特定されていきます。どんどん取材攻勢に遭っていくんですね。そうすると、こんな面倒なことはできない。そこに弁護士が入ってきて「示談したらどうですか」という話が出てくると。そして示談しちゃうと、被害者がそれでいいと言っているんだったら、被害者の意志を無視してまでも検察は起訴できないですから、これは言っているのかどうかわからないですが、このような形で強姦事件とか強制ワイセツ事件はかなり不起訴になっている例が多いですね、実際問題として。これは一例で、また後ほど触れることが出来ればと思っています。

では、個々の検事のところにどうやって情報を取りに来るかということ、皆さんイメージつかないかもしれませんが、検察庁という建物のところにブン屋さんが集まる部署を持っているところもあります。裁判所の中にもそういう部署もあります。そこに集まって取材に出かけていくという場所もありますが、地方の検事が10人とか15人ぐらいしかいないところは、ブン屋の人たちが廊下のあたりをちょろちょろしているんですね。「あっ、今井さん、お元気ですか」とか言うと、「ぼちぼちな」とか言いながら通り過ぎていたりしているんですが、とにかくうろちょろうろちょろしているんですよ。何かでかい動きがありそうだなという形になると、「何か追っているものがあるんですか？」と聞いたりしてきて、結局、一人ひとりのブン屋さんが捜査機関である検察官の情に訴える作戦をしてくるんですね。とにかく打たれ強いやつが残る、来ても追い帰したりいろいろしていても……。

夜回りというのがありますが、僕みたいに6年しか検事をやってない人間でも、地方とかで、かなり有名な事件を担当しちゃうと、みんな自分のところでとにかく情報を取りたいと思ってやってくるんですよ。夜回りというのはどういうふうにするのかということ、いろいろなところで待っている。庁舎の出口で待っていたり、検察官は官舎がありますから、官舎の前で待っていたり、我々検察官も結構酒を飲みますから、行きつけのスナックにいとフツと来てみたり。ちゃんと調べているんでしょうね、そういうところは。後を追ってきているのか何か知らないですけど。だんだんそういうふうになっていくと、情に訴える作戦をやってくるんですよ。

そうこうしているうちに、人間ですから、信頼ができ上がってくる。こいつにある情報をあげたとしても変な扱いをしないなという人物とそうじゃない人物が分かれてくるんです。見えてくる。それはメディアの種類ということだけじゃなくて。その人との関係みたいになってくるのですが。それでも、検察のほうは積極的に、こういう情報があるからこれを流せというようなことはめったにないですね。むしろ、いろんな情報を持ってきて、ぶつけられるんですよ。「これについてどうですか」というふうに聞いてくるんです。そうすると、箸にも棒にもひっかからないブン屋だったら「帰れ」と行って帰すのですが、夜回りもして、夜回りがいいとは言いませんが、こいつは信頼できるなということになっちゃうと、何か振ってきたときに、「俺の目を見ればわかるだろう」ぐらいのことを言ってあげるんですよ。そうすると、自分が持っている情報が正しいのだなという確信を持つ、その上で必ずほかの調査をして裏付けをきちんととってから出していましたね、そういう人物は。

ただこの情作戦が失敗する例もあるんですよ。どういうことかといいますと、例えば僕らが庁舎を出たのが5時ぐらいで、僕は単身で行っていた時期がありまして、官舎に午前2時ぐらいに帰ってきて、お風呂に火をつけてわかしているときに、ピンポンと鳴るんです。「訪ねてくる女性もいないし、誰だろう」と思ってガチャッと開けると、ブン屋が立っているわけです。最初に「お帰りはかなり遅かったですね」と言うんです。「おまえ、いつからいたんだ」と言うと、「庁舎を出たのが5時でしょう」と。ずっと柱の陰で見えていたらしい。僕の官舎の電気がついたのでやってきたと。そういうことをする人もいます。だけど僕の主義としては、仮に官舎の中に入れて、そこで何も言わなくても、それは疑われる行為だから絶対に入れませんでした。帰しました。「情報が欲しいのであれば、自分でそれを確認しに、明日、私の検察庁の執務室に來い」という形で帰しましたけどね。

そういう形で、よく頑張っているなとだんだん情に訴えてこられると、検事の調べ室にちょこちょこ入ってくるようになる。「ヨォー」と言って、「お茶でも飲んでいけや」みたいな形でね。大した話はしないですよ。それがいいか悪いかわからないですが、入ってきていろいろな話をするんです。

これは検事になって2年目だったかな、僕がある業界の労働組合の事務局長による業務上横領事件を担当していました。そんなに大きな事件じゃなかった。金額的には2年くらいの方に数千万の組合費を着服して、パチンコだ何だを使った事件です。仲良くなったブン屋がいつもどおり「今井さーん」「おお、何かいい情報あるか」みたいな感じでやってきて、いろいろ話をしている中で、検事の執務室というのは記録が山のようにあふれていますから、プライバシーの山なんですね。たまたま僕が机の上に置いてあった記録の「業務上横領」という字だけ彼は見たんでしょうね。それでいろいろ当たり始めて、今こうい

う事件が起っているということを自分でつかんじやったんです。

僕はそのとき、駆け出しの頃だったので、すごい失敗したなと思ったんですね。どうい  
うことかという、その次の日の朝刊だったかニュースでバーンと出ちゃったんです。「〇  
〇組合事務局長、業務上横領で送検されて逮捕勾留中であることがわかった」と出たんで  
す。実は、この事務局長は頭を下げていて、家屋敷を全部売り払って被害弁償にとにかく  
充てたいということで、売買の交渉までしていたんです。それがバーンと出ちゃったこと  
によって売れなくなるかもしれないことになった。僕は、そのときにすごく失敗したなと  
思ったんですね。結局、検事としてこいつを起訴して処罰を求めることと、それ以外の部分  
は別なわけですね。こいつが憎くてやっているわけじゃない、と言ったらすごく下世話な  
言い方なのかもしれませんが、適正な処罰と適正な処分を求めることが検察官の仕事なの  
で、僕のちょっとしたミスで例えば土地が売れなくなって弁償ができなくなったときこの  
人たちはどうなるのか。弁護士が駆けつけてきまして、「検事さん、見ましたか」と言われ  
て、「ああ見たよ。出ていたみたいだね。どこから出たんだろうね。」とはぐらかしながら  
も、半分は自分が失敗したなと思って、すごい申しわけない気分になって。だからといっ  
て僕が不動産屋に行って「ぜひ売ってください」と言うわけにもいかないの、どうしよ  
うかなと思ったのですが、そこら辺は何とか売却がうまくいきまして、弁償もできまして。  
実際起訴はしましたが執行猶予判決になったので、本当にそのときはホッと胸をなでおろ  
しました。

若い時期にこういう形であったので、それ以降は、ブン屋が来るときは必ず机の上は片  
づけるし、ロッカーは締めましたね。どこでどういう形でどのように使われるかわからな  
い。彼等がよく言うてくるのは、「いや、これは個人的な興味で」とか、「個人的な見解と  
して今井さんの話を聞きたいんですよ」と、慣れ慣れしくなるとやってくるんですね。そ  
こに隙間があった。そこを突かれた。やっぱり僕は検事であり、向こうはマスコミなんだ  
ということを経験させられたなと思った出来事でした。

次に書いてある中学校の男子生徒の自殺事件、このとき僕は一番取材攻勢に遭いました  
ね。メモ、遺書を残して自殺した事件が一時期頻繁にあった時期がありましたね。その最  
初の走りが僕が担当した事件で、O県S中学校の子が自殺しちゃったんですが、そのとき  
メモを残したのです。何人かの名前、あいつに幾ら取られた、こいつになぐられたという  
メモがあったのですが、そのメモが一体どこにあったかという、警察に指示しまして、  
警察にすぐ引き揚げさせて、僕のロッカーにずっとあったんです、現物が。絶対にマスコ  
ミには出さなかった。しかし、次から次へと来るんです。夜回りする連中も、「どんなメモ  
なのか個人的な興味で知りたい」とか言ってみんな来るのですが、絶対に私は出さなかつ  
た。

なぜ出さないか。その後いろいろなところで同じような事件があって、実名が黒塗りになって出ているのを見た記憶があるでしょう。それをやっちゃうとどういうことになるかという、これは捜査の仕方としての問題ですが、そのメモに実名が書かれていたのは書かれていたのですが、でもその人間が本当にやったかどうかは絶対にわからないんですよ。わかりますか、言っている意味が。恨みつらみで最後に書いて死ぬというケースはなくはない。それから、いっぱい被害を被っていたときに、直近のいじめをした人間だけ書くという恐れもあるんですよ。例えば10人名前が出ていた。この10人が全部いじめていたのだというふうにも言えないし、ほかにもいるかもしれないし、という見方をしなければいけないんです、本来。一つの端緒にしかすぎないというふうには考えなければいけない。僕は小さい頃、おやじが結構厳格で怖かったです。今はヨボヨボになって棺桶に足を半分ぐらい入れているような感じになっていますが、おやじが怖くて、おやじに怒られると、おやじのことを本当は「父ちゃん、バカ、バカ」と言いたかったんだけど、言えなくて「お母ちゃん、バカ、バカ」と言っていた気の弱い少年だったんですけども、そういうことってあり得るんですよ。本当の人のことを言わないで書いて自殺してしまうということは、往々にあり得る。それをマスコミに出すということはどういうことかという、それを公表することのデメリットが余りにも大きすぎると思ったわけです。まず、それに限定されちゃうから。ですから僕がメモを預って、警察には、これは一つの端緒だ、端緒にすぎないから広くいろいろな情報を得て広く取り調べろ、これより広がってもいいし、これよりも狭まってもいいから十分捜査しなさい、と指示したわけです。

ところがそのときもすごい取材陣が来て、メモを見せてくれ、メモを見せてくれ。自殺した人の家には連日行く。おそらくあの子がいじめたんじゃないかという情報を持ったブロン屋たちがそこに行ってみるとか、いろいろな形でありました。

「対象被疑少年の取り調べ、処分」ですが、こういう場合、警察に出頭させたり検察庁に呼んだりすると、後をつけられちゃうんですね。捜査線上に上がっている少年だなということがわかっちゃうので、そのときどうしたかという、中学校の講堂とか体育館といった開放的なところで、どの人間をどういうふうにして処罰するかという観点じゃなくて広く、事情聴取をしろということで、警察官を学校に行かせたのです。警察官が誰と誰に聞いたという情報が一切わからないように、警察官を学校に行かせた。

そして、全件送致主義ですから少年事件は全部検察庁に来るわけです。検事も取り調べるときには、検察庁に呼び出しておやじと一緒にこの少年がやってくれば絶対にわかりますから、そのときには、僕も行けばよかったですでしょうけれども、送致された人数がかなり多かったので、行っていたら何日程っても終わらないということで、あれは夏休みに入った土日でしたね、土曜、日曜は検察は動かないとマスコミたちはみんな思っていま



すから、土日にこっそり検察庁じゃないところに呼び出して、ダーツと調べて家庭裁判所に送致した。それは最初のメモに入っている人もいるし、入っていない人もいる、結局、入っていた人を落とすという形で処理をした経過があります。かなり自分としては配慮したつもりでいました。

この事件の時、有名なレポーターが被害者のお母さんのところにマイクを向けて話を聞きに行ったのがあったんです。そのときに、「テレビカメラは入れませんから、生の肉声だけでいいですから聞きたい」という形で行ったんです。自殺した息子さんのお母さんが「それならば」ということで受けてインタビューに応じたのですが、それが映像になって出たのですね。実はすごい遠いところから望遠で撮っていた。これは本当に許せないなと思いましたね。だまし討ちをされた。これはすごく考えなければいけないことだろうなと思います。

それから、政治家などの著名人の事件も何件かやっていますが、マスコミが一番欲しいのは送検のとき連れて行かれるところの映像です。今のカレー事件で、あのワゴン車が走れば真須美さんが乗っているとみんな思っているでしょう。あるいは、顔に何か被せてという絵を、とにかくみんな写真でも撮りたいし映像でも撮りたい。けども、それによって必要以上に、被疑者、犯罪を起こした人間が頑なになっちゃうときがあるのです。

どういうことかということ、捕まった人間は意外とあっけらかんとしているんです。一日二日は環境が変わった拘置所に行って全部監視されているような感じがするのですが、大体二日三日でみんな慣れてくる。慣れてきて何をするかというと、検事と警察と話をする。それにさえ慣れればいいんです。ところが、残された家族たちはすごい大変なわけです。それをとにかく気にしましたね。「母ちゃん今どうしているかな」とか、「息子たちはどうしているかな」、とにかくそれを気にするんです。だから、送検のときも、大事件になりそうなマスコミに出そうなときには十分配慮する。送検というのは検察庁に本人が来なくてもいいんですから、手続的に送ればいいだけですから、検察官が行けばいいんです。僕は行ってました。警察署に行って、そこで弁解録取書を取る。ところがマスコミは、ずっと地検で待っているんです、いつ送られるかと。僕は涼しい顔をして検察庁を出ていくでしょう。数時間後に戻ってくるでしょう。そのうちに拘置決定とかで、「いつ送検されたんですか」と聞いてくる。「さっき、おれ出て行ったろう。帰ってきたらろう」と後で教えたりしていたんですが、そういう配慮も実はしていました。

3の「マスコミを利用した国民の意識高揚効果」を簡単にお話しさせていただきます。これもかなり有名な事件になっちゃって、まだ覚えておられる方がいるかもしれませんが、平成9年1月にとある有名な小学校受験の塾の経営者の女性が逮捕された。親からお金をいっぱいもらって、それを学校側に届けて裏口を斡旋してやるからということで、数

千万どころじゃなくて億単位の金を引っぱっていたという事件のことです。私立校だと実際に学校にお金を持っていけば全然詐欺にも何にもならないのです。学校にお金を持っていくとだまして自分のポケットに入れちゃうから詐欺罪になる。実際、裏口の事件というのは詐欺事件なんですね。ただ公立の学校だと、小・中・高・大学どこでもそうですが、受験の便宜を図るためにその権限がある人のところに金を持っていくと、これは贈収賄になる。私立の場合と公立の場合で全然逆のことになりますが、親が子供を合格させたいと思ってお金を積んで、そのお金がちゃんと学校に行っていたら詐欺にはならない、行かなかったから詐欺になるという関係にあります。

このお受験詐欺というのはすごく難しいのです。何が難しいかというと、被害者が基本的には協力しない。報道では大分抑えていたのかもしれませんが、自分の息子を金で売ったということを明らかにする親なんて、基本的にはいないですね。ですから被害者の協力がなかなか得にくい事件で、今までお受験詐欺みたいな受験絡みの詐欺事件がありました。小学校入試を対象にしたのは平成9年1月に逮捕した事件が最初です。それをやったのが神奈川県のある署ですが、70～80人ぐらいの体制をつくってやっていました。それを私が指揮したのです。

これはどうやって内偵していったかは詳しくは話せないのですが、1年以上内偵しています。いろいろな情報を取ってきて、いろんな形で被害者を割り出してきて、協力してくれるかということで被害者をずっと説得して。これはいいかどうかかわからないですが、正月明けに逮捕期日を入れて、その日にプレスにも発表した。受験シーズンがこれから始まるというときに、国民の皆さんの意識をとにかく高揚させたかったといいますか。夏休み頃にお受験詐欺なんてやったところで余り関心はないですよ。やっぱり受験間際のところでやる。

これは、先ほども言いましたように、お金がもし学校に渡っていたら無罪なんですね。その可能性を絶対否定できるのかと言われると、よくわからない部分は捜査していても出てきます。でも僕はそのとき、これはやらなければいけない事件だと思ったのです。ある場合においては、学校にお金を持って行けば詐欺としては無罪になります。だけどそういう慣行が明らかになるだけで国民の考え方はちょっとずつ変わってくるんじゃないかと思いました。とにかく僕はこれは立件したい、1年間内偵をやってきた、こういう証拠もあると上司に諮って、これはかなり大きい反響を呼んだ事件だったので、地検レベルだけでなく最高検にも一応報告して着手している事件ですが、それでやりました。

思ったより反響がありまして、そのときに記者会見を警察に開かせたのですが、警察がプレスに渡した原稿があるんです。被害者をどんなに頑張っても特定できない限りで報道してくれと、すごくぼかした形での逮捕事実になっているわけです。それはどういう意味か

という、「逮捕しましたよ」と公表したら、みんな独自の調査を始め出すのですね。誰だ誰だ、どこのどいつだということで、バーッと動き出すのですが、仮にそれをつかんだとしても特定できるような表現をするプレスは絶対にやめてくれと、記者会見でもはっきり言ったんです。もし特定できるような報道をしたところについては今後一切記者会見にも呼ばない、出入り禁止だ、出入禁止のプレスにしちゃうということを条件にして、それで公開したわけです。

それでもわかる人はわかってしまうので、だまされて何千万、何億と払った被害者は、こんなふうになるなんて思ってもいなかった、もう捜査に協力しない、と言い出したのです。これだけダウンと出てしまったあと捜査に協力しないということになると、これこそ大変なことになっちゃう。私は着手の前に、内偵を1年やっていたと言いましたが、逮捕のずっと前から被害者のお父さん、お母さんと会ってずっと話を聞いていました。「この事件はあなただけの問題じゃない。すごい社会的な影響がありますよ。それでもいいんですね。マスコミに出ますよ。それでも協力してくれますね。」と確認して着手したのだけれども、やっぱりわからない人はわからなかったんでしょうね。すごい反響があったから、「もう協力できません」ということになってしまって。着手後の最初の10日間は毎日のようにお父さんとお母さんと呼んで説得して、何とかここまで来たのだから、プレスのほうにはこういう形で情報をちゃんとコントロールしてくれるようお願いしてある、信じてくれということで説得し、何とか立件できたのです。

公表したもう一つの効果としてあったのは、被疑者は、すごく有名な人だったので、今まで隠されていたのに、ドーンと出たものだから、私も私もと、警察に被害届を出すようになったのです。それはどういうことかということ、起訴される事件というのは証拠がしっかりないと起訴できないんですね。お金の流れとか。大体、銀行通帳を使っている人はいないわけです。現金授受がほとんどなので、証拠がすごく薄いんです。ところが起訴されちゃうと、弁護士はとにかく軽い刑にしてもらいたいものだから、起訴された分だけは弁償するのです。例えば他の人が何億という金であったとしても、起訴されているのは別の人で2,000万、3,000万だったら、その人に返すのですね、起訴事実ですから。返してもらえそうだから、今度はそれぞれの被害者側の弁護士が、この事件はぜひとも立件してくれ、起訴してくれと、バンバン僕のところに来ましたね。それがいいかどうかですが、そういうことがありました。

大分時間が押してしまっているので、4についてはまた機会があればお話しさせていただきます。

梓澤 どうもありがとうございました。

さっき質問が出ていますので、そのことにも触れながら、後でまた回していきたいと思

います。

まず、どうすれば被疑者やその周辺が傷つかない報道ができるのだろうかという質問がありました。そのことに関係しますが、さっきの今井さんの話に関係させて、犯罪報道の取材、例えば和歌山事件に例を取って話してみたいのですが。

実は僕は、今日のお話もあったので、和歌山に行って現地の記者に複数会ってきました。どういうやり方であのような大報道対象になってしまったのかということです。8月25日がきっかけです。事件は7月ですが、8月25日が大きいです。それは何かというと、朝日新聞の大阪本社版が1面トップでぶち抜いたわけです。どういうぶち抜きかというと、保険金詐欺で捜査の対象に園部地区住民、この住民の家に入出入りした2人の男性が食事をした後なぜか具合が悪くなって保険金が動いたと、こういうのがぶち抜きでものすごく大きかったのです。それから容疑者夫妻の家の周りを、多いときは100人、少ないときでも50人、長いときは24時間ずっとです。ずっと張り込んだわけです。それが話題になったわけです。何を待っていたのか。さっき今井さんが言った、警察から呼び出しが来て夫妻が任意出頭する日、これを待ち受けているわけです。そうすると、そのときにまた書けるわけでしょう。また、ほかに書かれちゃ困るわけですよ。それであそこに張り付いて、全然動かなくなっちゃった。それからもう一つ、不規則発言でこういうのがありましたね。あそこでもしかして何か起こるかもしれない、あの夫妻だから何をやるかもしれないと。その先は僕の合理的な推定なのですが、一家心中事件で火をつけてやるかもしれないということ。そのときにカメラが撮れなかったら困るでしょうと、こういうわけです。

なんで朝日のこういうぶち抜きになったのかというのがここから先の話ですが、さっき今井さんが言ったように、園部地区というのは64世帯の非常に狭い地域です。取材する側からするとその中の誰かがやったんじゃないかと、事件の起こり方からして一応の推定が立つ。マスコミはどうしたか。現地に入って徹底的に1軒1軒全部当たっていますね。その中から噂を聞き出す。その噂の中から浮かび上がってきたのが、何か保険金でグループみたいのがあるらしい。この噂。それで保険会社にも取材に行っただしょう。これは僕は聞いていないけど、行っただしょう。警察というのは、検察もそうだったけれども、取材記者が手ぶらでいって「今日は何かありませんか」、そんなのは相手にしないわけです。3分ずつ時間を決めてダーツと並んだことがあったそうですが、何か取材の成果を持って行って、それを当てるわけです。書くときは、捜査情報全体を管理している一番上のところ、和歌山事件で言えば県警の捜査一課長、刑事部長、和歌山東署というのは格がかなり上らしいですが、この署長、それから担当の背後にいる検察官、そのうちの誰かに当たるわけです。行ってどうするかというと、どういうシグナルが送られるのか大体僕は確認したんだけど、要するに言葉で言わないんですね。取材してきて「どうですか。例の夫妻は

やってんじゃないです」、「やあ、まあ、何とかね。」否定しないとか。握った材料を当てて書くわけでしょう。だからその先に行って、それをリークと呼ぶか、意識的にやったのかというのは証明できないけど、それで書かれるわけです。しかもカレー事件を意識して書くわけでしょう。そしてバーツとああいうふうになった。

10月4日の逮捕のときに僕はNHKの画面を見ていましたが、ここまで保険金詐欺事件、これから先はカレー事件と区別しているけど、区別といたってそれは建前で、やっぱりくっつけているんですね。そうすると、これは松本サリン事件の構造とそんなに変わらないんじゃないですか。和歌山カレー事件はこれから公判だからわかりませんよ。わからないけれども、そういう段階でマスコミというのはお互いの相乗作用であそこまで行っちゃうと、やっぱり「確かな事実」というふうになっちゃうんですね。銃撃事件の三浦事件、高裁の無罪判決で言っていましたね。「確かな事実のように伝えられたものであっても、公判延での吟味にかけると必ずしも確かなものとは言えなかった」と。というのをマスコミ宛てに書いたんじゃないですかね、あの判決は。とすれば、私たちは、さっきも出ました横文字の言葉ですが、ああいう概念というか、我々はそれを読む力を持っていないといけないのではないかな。また報道機関は、それを確かなもののように受け取らせないように、今仕入れた情報はこうなんですよというのを、やっぱり……。

それに向けてものすごい競争が行われています。記者に聞いたら、捜査官が帰ってくるのも、忙しいから11時でしょう。支局に上がり、原稿を書き終るのは2時か3時。「翌日9時頃出ていくんですか」と言うと、「とんでもない。6時ですよ」と。今度は朝ですよ。朝、警察官が自宅から出るところを待って、ちょっとでも一緒に歩いて、駐車場に行くまで一緒に行って、何か聞くわけです。その激戦の中で、8月25日の朝日の記事が出てくるわけです。その仕組みを知らないまま多く的人是読んでいるわけです。その仕組みの中で見るというのは大事だと思いますね。

さて、傷つけないシステムという問題ですが、スウェーデンの仕組みのことをよく匿名報道と紹介する人がいますが、匿名報道というのは僕も正確な紹介の仕方ではないんじゃないかと思っています。スウェーデンのジャーナリストの倫理規定はこうなっているわけです。「被疑者、被告人の氏名を報道する際は、それが公共性をおびるときに限り氏名を用いる」、こういうふうになっているわけです。匿名であることが金科玉条なのではなくて、「この事件において名前を出すことに公共性があるのですか」という問いかけをしながら書く。公共性が上回るときは、それがまだ公判にかかっていないときでも名前を出すこともあっていいんじゃないですか。確かな事実でないときは書けないということになるんじゃないでしょうかね。その姿勢もひとつ知っておきたいと思います。

もう一つ、さっき越路先生がおっしゃっていましたが、好奇心という問題ですね。好奇

心は誰でもあるのです。東京電力の事件が起こったときに、僕は「なぜあれだけ書くのですか」と言ったら、「だって、興味深いじゃないですか。幹部社員がああいう個人的な生活を持っていたというのは、関心を持ちませんか。それはマスコミのテーマにもなるでしょう」と言うんだけど、ただそれが公の出来事として公の話題としての関心の対象になり得るのか。つまり公共性ですね。好奇心と公共性のハードル。好奇心というものが出発点にあって、公の話題としてこれは提供するに値するという概念の飛躍があったときに記事になっていく。そここのところの訓練というものが、メディアの側に、これは全部だったとは言いませんが、それぞれのメディアの側にあったのではないのでしょうか。しかるべきスクリーニングをかけるところが、かかってなかったんじゃないか。だから、ああいう東京電力の事件のような被害が生まれたのではないか。僕はそれを付け加えておきたいです。

さっき今井さんに、少年法の改正問題の質問が出ていましたので。

**今井** 少年法の改正問題については、去年のシンポジウムが少年法だったので、そのときも話をしたかもしれませんが、今、検察官を立ち合わせるかどうかという問題と、犯罪年齢が低年齢化しているので厳罰という、二つの大きな流れがあると思います。要するに、少年に対してもっと厳しくしろ、少年に死刑がないのはおかしいぞというのと、もう一つは、少年の事件であっても真実を究明しなければいけないので、弁護士と検察官が相争う中で審判官に事実を判断してほしいという検察官立ち会いの問題と、大きく分けて二つあると思います。理由まで言うと、これ自体もすごく大きな問題なので長くなりますが、おそらく大勢の流れとして、厳罰化はかなり厳しいと思います。改正にはなりにくいだろうし、検察も僕自身もそれは大反対です。むしろこれ以上下げるべきでないという考えを持っています。理由はともかく。

**梓澤** 年齢を下げるべきではないと。

**今井** はい。それから死刑も絶対に入れるべきじゃないと思っています。ほかの場面について全然年齢を下げずに、犯罪の場面だけ下げて大人と同じように扱っていくというのは、絶対どっかにギャップが出ますよ、おそらく。例えば16歳以上を死刑にするのだったら、16歳以上に選挙権を与えとか、すごい極端な言い方ですが、一つの社会的な存在として認めるからこそ刑罰を課すべきなんですよ。ところが、社会的な存在を認めずに刑罰を課するというのは、これは理念として僕はおかしな方向になるんじゃないかなという気がしています。

それから検察官立ち会いの問題については、おそらくこれはいずれ実現すると思います。というのは、審判官の職権主義的な独専的な判断をどこまで国民が信頼しているかという問題にかかってくると思うので、やっぱり相争う中の対審構造という意味での問題はだんだんクリアしていくのではないのでしょうか。ただ、一定の限度の事件に限ってという

ことになると思います。その裏側には、検察官の数が少ないというのも実はあるかもしれませんがね。

**梓澤** 「一定の限度で」というのは、弁護士会では、「殺したか殺さないか事実を争っている事件」というのが出ていますね。それに対して法務省は、「人の命がかかわった事件」という言い方をしていますね。そこのせめぎ合いで、弁護士会側の主張に落ち着くか、それとも、例えば殺人とか傷害致死事件にも検察官が出てくるようになるか。今井さんの意見はどちらですか。

**今井** どちらかという、僕のイメージですが、自分が中にいたせいもあるのでしょうけれども、検察官はとにかく何でもかんでも重くすべきだというふうに思われちゃうと…一応の主張としてそういうものがあっても僕はおかしくないと思いますが、実際はそうじゃない部分もあり、検察官がかなり守っている部分が実はあるのですね。ですから対審になったときに、何が何でもこいつの有罪を確保しなきゃいけないとか、もし無罪になった場合には社会からも何か言われるとかいうものがなくなれば、むしろ客観的な立場で主張できる検察官を広く入れていったほうが、事実認定という意味では絶対にいいなという気がしていますね。結局、だいたいの場合警察の情報だけですだからね、家裁に行くのは。

**梓澤** どうもありがとうございます。

越路先生、最後におっしゃりたいことがあればコメントをお願いいたします。

**越路** マスコミの自浄能力が非常に低いということに驚くのです。例えばマスコミでは、マスコミは50年前、60年前の戦争を煽った、戦争の張本人だったという事実があったわけで、今になってそういうことがあったと言って反省するということを記事に書いたりしています。やらないより結構ですが、もう少し前にやって欲しかったと思います。もう既に当時の幹部とか記者は死んじゃっているわけです。死んでいる先輩がやったことは間違っていたと言うよりは、現在人を殺したり、そのために苦しんだり死んだり自殺するようなことをマスコミがやっているわけで、その点に関する自浄能力がないということで、先ほど言った第三者機関、プレスカウンシル（報道評議会）をつくるという方向に行かなきゃいけない。それをまずやってもらうということです。マスコミがそういう力がないということは、例えば新聞は一斉休刊をしますが、三大紙や五大紙が一斉に相談してやっているわけですが、これは正式に言えば公正取引法に違反するわけで、そういうことを公然とやっているようなマスコミというものは、マスコミの報道を受ける市民・国民がもっと声を上げていかなければいけないということだと思います。

**梓澤** フロアから、ここで言うておきたいことや質問があれば、手を挙げてください。

**フロアM** 最近のマスコミは、自分たちが裁くような、裁判官化しているのではないかとと思うのですが、どうでしょうか。講師から見て、現在のマスコミの使命、正義、倫理とは

どのように見えているかということ、できれば一言ずつ簡単にお願ひしたいのですが、お願ひいたします。

**小松** 今の質問と関連するのですが、神戸のときに少年の顔写真を載せた写真週刊誌がありましたね。あのときに編集長が言うには、法律で禁止されているのは知っている、しかし国民の関心のために法律を改正するという方向で決断したのだ、それを促すために決断したのだと。マスコミはこれは思い上がりじゃないかと思うんですね。その辺についてお考えがあればお聞かせいただきたい。

**梓澤** 今、講師一人ひとりから述べよというのがございましたので、越路先生、裁くマスコミということについて何か。

**越路** マスコミにもいろいろな種類があって、新聞、テレビ、雑誌でも違うし、ブラック・ジャーナリズムみたいなものもありますので、マスコミも今の問題に対する対応が違ふと思います。したがって、今のようなご意見は、すべてのマスコミということではなくて、そういうマスコミがあるということだと思いますが、それについて私どもは批判しているわけで、マスコミと一口にくくれない業界ではなかろうかということと、先ほど述べたように、マスコミ全体、我々が日常目にする大きな新聞、テレビの自浄能力がいまだにないということがあって、これに対してこういう機会を通じてどんどん発言しなければいけないと思います。

私も実はここに参加するために関係の書物を大学の図書館で請求したのですが、これに関する新しい書物は借り出されておりました、大学生にも非常に関心が深いということがわかりました。この関心を改革に結びつけてもらえればと思っております。

**梓澤** ありがとうございます。では、今井さん、お願いします。

**今井** 今日配られたレジュメに朝日新聞が載っていますね。これはどなたがつけたのですか。

**梓澤** 僕が。

**今井** これに関してちょこっとだけ言わせてもらいたいのですが、僕のレジュメの4の真ん中のことですが、「犯罪報道による潜在的認識の形成」、このネーミングがいいかどうかかわからないですが、この記事を見たとき、このとおりでろうと思って読んでいる人が大半だと思うんですね。仮に「今捕まった2人が無実だと思う人は手を挙げてください」と言ったら、誰も手を挙げないんじゃないかというぐらいに。

それで何が問題かという、ここに「純客観的な証言が得にくい」と書いてありますが、警察・検察は犯罪を犯した人間のことを疑ってかかっている、「おまえは嘘をついている」と犯人について思っていると皆さん思っているかもしれませんが、実は被害者と目撃者も含めてかなり疑っているんですよ。言葉は全然違いますよ、事情聴取みたいな場面と





きたいのかという話を聞きたいと思っています。

**梓澤** では、質問に答えながらまとめをさせていただきます。

最初に『週刊新潮』が少年事件の顔を出したあの問題ですが、少年法を改正するためと言ったけれども、苦しまぎれで、あれで「売れる」という計算は相当高かったと思いますね。インターネットなどではかなり流れていまして、つまり熱っぽくなっていたわけです。後からつけた理屈じゃないかなというのがあって、傲慢というほどの評価には僕は値しないんじゃないかと一つは考えています。

それから、地方裁判所の判決に報道と裁判の関係について述べた事件があります。千葉大腸チフス事件という事件です。これは一審が無罪になりました。そのときに一審の判決は、「このような状況はペーパートライアル(新聞による裁判)とも呼ぶべき状況であって」と。それぞれやっている記者は、そのつもりはないんです。ですけれども、さっき言ったような競争の結果がそのようなことをもたらしてしまうという効果について考えておく必要がありますし、それから現職の裁判官が裁判官たちの研究会で「このように大きく報道された事件では、もし無罪にしたときにどのような反響が起こるかということをもふと考えてしまう」ということを言っています。さらに怖いのは、自分でも気がつかないように裁判官が影響されているということですね。自分で気がついていれば、それはコントロールできるわけです。しかし、「無意識」という言葉がこの頃河合隼雄さんなどによって言われていますが、無意識のうちに人間の見方が、影響されていないだろうかということを考えてみる必要がある。裁判官だって同じ人間ですから。毎日同じ新聞を読んでいるわけです。陪審のある国では、「あなたはこの事件に関する新聞を読みましたか」「読みました」「では、だめ」というふうに、陪審がどんどん排斥されるわけです。もう陪審員を選ばなくて、裁判所を移すことだってあるわけです。それぐらい裁判に対する報道の影響は強いわけで、神のみぞ知る真実が裁判の結果なのではなくて、証拠によって証明される事実が到達するその真実は何なのか。証拠によって証明されたときに初めてその被告人は有罪とされる。その行方を私たちはこの和歌山の事件でも見ていかなければいけないし、毎日報道される犯罪報道を、その目で、高い水準で、自分が陪審員になったらどうだろうかというつもりで見えていく必要があるのではないかと思います。

今日は、活発な質問も意見も出していただきまして、講師それぞれお話のしがいがあったというものです。どうもありがとうございました。(拍手)

**小松** それではこれで終わらせていただきます。長い時間ありがとうございました。今年は去年と違ってフロアからの質問が非常に多かったと思います。主催者のほうとしては非常に有意義であったと思います。ぜひこれを機会に、報道と人権の問題をより一層考えていただきたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。(拍手)

—以 上—



### 林夫婦にかけられている容疑一覧

	真須美容疑者	健治被告、真須美容疑者
10・4逮捕 ・25起訴	1997年9月、知人男性(36)に致死量相当のヒ素が入った牛どんを食べさせたうえ、生命保険会社から入院給付金をだまし取ったとされる殺人未遂、詐欺	真須美容疑者の両足のやけどの原因を偽り、入院給付金をだまし取ったとされる詐欺
10・26再逮捕 11・17起訴	今年3月、知人男性(36)にヒ素が入ったうどんを食べせたとされる殺人未遂	健治被告の障害を重く装い、「高度障害保険金」をだまし取ったとされる詐欺
11・18再逮捕 12・9起訴	保険金を得る目的で97年2月、健治被告にヒ素が入ったくず湯などを食べさせたとされる殺人未遂。 87年2月、健治被告が経営していたシロアリ駆除会社の従業員(当時)にヒ素が入ったお好み焼きを食べせたとされる殺人未遂	健治被告の骨折をバイク事故と偽装し、後遺障害保険金などをだまし取ったとされる詐欺
12・9再逮捕	今年7月、自治会の夏祭りでカレーなべに亜ヒ酸を混入し、4人を殺害し、63人を急性ヒ素中毒で入院させたといわれる殺人、殺人未遂	

# 毒物



真須美容疑者が取り調べを受けている和歌山警察署(和歌山市栗橋)

### カレー事件当日の経過と真須美容疑者の行動

- 7月25日 早朝
  - ・林真須美容疑者が肝機能検査などのため和歌山市内の病院へ
- 8時30分ごろ
  - ・民家ガレージに主婦ら約20人が集まる
- 10時00分ごろ
  - ・ガレージでカレーの煮込みが始まる
- 12時00分ごろ
  - ・カレーができる。女兒らが味見するが異常なし
- 10～15分後
  - 目撃証言■
    - ・真須美容疑者がガレージに現れる。手伝いを断られ、いったん帰宅
    - ・真須美容疑者がガレージに戻る「真須美容疑者が紙コップを持ち、なべのそばにいた」
- 12時45分ごろ
  - 目撃証言■
    - ・主婦がガレージを離れ、真須美容疑者が1人きりになる
    - ・「真須美容疑者がなべのそばで周囲をうかがうようなそぶりをした直後、なべから白い湯気が煙が上がった」
    - ・次のなべ当番の主婦がガレージへ。真須美容疑者は1人でなべの後ろのいすに座っていた
- 14時30分ごろ
  - ・真須美容疑者が知人女性に「カラオケに行きたい」と電話。18時にカラオケ喫茶での待ち合わせを約束
- 15時30分ごろ
  - ・カレーなべを祭り会場へ移動
- 16時30分ごろ
  - ・知人女性から真須美容疑者に電話。約束の時間を19時に変更
  - ・真須美容疑者が地区の民家に氷を取りにくる
- 16時45分ごろ
  - ・真須美容疑者が祭り会場へ氷を届ける。主婦らに「急に約束ができた。祭りには参加できない」と話す
- 17時40分ごろ
  - ・祭りの準備をしていた男性らがカレーを食べ、激しい吐き気に襲われる
- 18時00分ごろ
  - ・夏祭り開始。引換券を持ってきた住民らにカレーが配られる。この後、会場や路上でおう吐する住民が続出
- 18時30分ごろ
  - ・真須美容疑者と夫の健治被告が子ども2人を連れて車で外出。カラオケ喫茶へ向かう
- 19時08分
  - ・和歌山市消防局に119番通報
- 19時45分ごろ
  - ・消防局から保健所に「集団食中毒」の第一報
- 20時30分すぎ
  - ・保健所職員が現場に到着
- 23時00分ごろ
  - ・林一家がカラオケ喫茶を出て自宅近くのスナックへ移動
- 26日
  - 1時30分ごろ
    - ・林一家が帰宅
  - 3時03分
    - ・自治会長の谷中孝寿さん(当時64)が死亡。その後、死者は4人に



成分検査のため、カレーを持ち帰る保健所職員(7月25日、和歌山市園部)

○捜査の面でいうと、やはり科学捜査の問題だ。医療機関や消防、保健所などとの連携問題にもからむが、毒物事件の捜査の時間短縮は文字通り生死を分ける。検査機器の性能を高めるのは当然だが、捜査員の技術も高める必要がある。

A その後に全国で毒物混入事件が続出したことを

○被害者のヒ素中毒を疑った。保健所職員が、医師から「健治(被告)がびんびんしている」と聞かされ、「それなら前に支払った高度障害保険は返してもらわないといけぬ」と話したという。少くともこの時点で保険会社は犯行性を認識し得たわけだ。

A 「その時、何らかの手を打っていたらカレー事件はなかった。」

○この所見を踏まえた保険の調査員が、医師から「健治(被告)がびんびんしている」と聞かされ、「それなら前に支払った高度障害保険は返してもらわないといけぬ」と話したという。少くともこの時点で保険会社は犯行性を認識し得たわけだ。

A 「その時、何らかの手を打っていたらカレー事件はなかった。」

○この所見を踏まえた保険の調査員が、医師から「健治(被告)がびんびんしている」と聞かされ、「それなら前に支払った高度障害保険は返してもらわないといけぬ」と話したという。少くともこの時点で保険会社は犯行性を認識し得たわけだ。

A 「その時、何らかの手を打っていたらカレー事件はなかった。」

朝日新聞 12/10 朝刊